

第五十八回国会 大蔵委員会 議 録 第 五 号

昭和四十三年三月五日(火曜日)

午前十時三十九分開議

出席委員

委員長 田村 元君

理事 金子 一平君

理事 毛利 松平君

理事 渡辺美智雄君

理事 村山 喜一君

理事 大久保武雄君

理事 奥野 誠亮君

理事 河野 洋平君

理事 四宮 久吉君

理事 地崎宇三郎君

理事 古屋 亨君

理事 村上信二郎君

理事 山下 元利君

理事 阿部 助哉君

理事 佐藤觀次郎君

理事 平林 剛君

理事 広瀬 秀吉君

理事 河村 勝君

理事 田中 昭二君

出席政府委員

経済企画庁総合

開発局長 宮崎 仁君

大蔵政務次官 倉成 正君

大蔵省主計局次

長 相沢 英之君

大蔵省主計局次

長 海堀 洋平君

大蔵省理財局長 鳩山威一郎君

大蔵省銀行局長 澄田 智君

通商産業省公益

事業局長 井上 亮君

委員外の出席者

経済企画庁総合

開発局長 下山 修二君

第一類第五号

大蔵委員会議録第五号

昭和四十三年三月五日

外務省経済協力
局政策課長 野村 豊君
大蔵省理財局資
金課長 大蔵 公雄君
大蔵省国際金融
局次長 奥村 輝之君
農林省農地局参
事官 佐々木四郎君

通商産業省貿易
振興局為替金融
課長 宮本 四郎君
通商産業省企業
局次長 下山 佳雄君
通商産業省重工
業局航空機武器
課長 加藤 博男君
専門員 披井 光三君

三月五日

委員石田幸四郎君辞任につき、その補欠として
北側義一君が議長の名で委員に選任された。

三月二日

所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出第
六号)
法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第
七号)

同日

国立医療機関の特別会計制反対に関する請願
(中嶋英夫君紹介)(第一八六六号)

同外二件(平林剛君紹介)(第一八六七号)
同外一件(春日一幸君紹介)(第一九三六号)
同(黒田寿男君紹介)(第一九三七号)

同外二件(野口忠夫君紹介)(第一九三八号)
同外一件(華山親義君紹介)(第一九三九号)
同(山崎始男君紹介)(第一九四〇号)

同外一件(島本虎三君紹介)(第二〇四二号)

同(西宮弘君紹介)(第二〇四三号)
中小企業に対する国民金融公庫の融資制度改善
に関する請願(藤生良方君紹介)(第一九三五号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

経済援助資金特別会計法及び余剰農産物資金融
通特別会計法を廃止する法律案(内閣提出第一
五号)
日本開発銀行法の一部を改正する法律案(内閣
提出第二二号)

○田村委員長 これより会議を開きます。

経済援助資金特別会計法及び余剰農産物資金融
通特別会計法を廃止する法律案、日本開発銀行法
の一部を改正する法律案の両案を議題といたしま
す。

質疑の通告がありますので、順次これを許しま
す。広沢賢一君。

○広沢(賢)委員 経済援助資金特別会計と余剰農
産物資金融通特別会計を産業投資特別会計に吸収
合併するという法案についての質疑をいたします
が、産業投資特別会計の内訳をまず御質問いたし
たいと思います。

〔委員長退席、金子(一)委員長代理着席〕
これは大蔵省主計局長、いないですね。――答え
られませんね。

この特別会計を見ますと、日本輸出入銀行に四
百八十億出されています。そのほか中小企業金融
公庫その他に非常に少なく出されていますが、輸
出入銀行だけに圧倒的に多く出したという理由を
まずお伺いしたいと思います。

○鳩山政府委員 ただいまの輸出入銀行に対しま
す出資の点について、理財局長でございますが、

主計局が来るまで、私がお答えさせていただきます。

輸出入銀行は、御承知のように、プラント等の
輸出あるいは海外に対する、借款に対します資金
の貸し付けを行なっておりますけれども、その貸
し付けは、いま、原則として、プラント等は四分
の貸し付けを行なっております。そういう関係で、
貸し付けの原資は出資と資金運用部の貸し付け
と両方でまかなっておりますが、資金運用部の貸
し付けは六分五厘の原価がかかっておりますの
で、これを総合金利として五分程度、五分以下の
金利に薄めなければなりませんので、どうしても
出資金が必要であるということ、これは昨年も、
補正後でございますが、四百八十億円の出資
が必要だったのでございますが、四十三年度も四
百八十億円の出資をしなければならぬことにい
たしておるわけであります。

○広沢(賢)委員 この金利の問題ですが、大蔵省
では四分の要求を五分にしなければならぬとい
うことでずいぶんがんばった。読み上げますと、
「船などの延べ払い輸出に使われる輸銀金利の引
き上げも、関係折衝で見送られた。」ということ
で、四分を五分にとどめなければいかぬというこ
とを強く主張した根拠は何かございしますか。非常
に根拠はあると思うのです。

○鳩山政府委員 輸銀の金利の問題につきまして
は、関係折衝まで折衝いたしたわけでございしま
す。その結果は、当面据え置きにしようというこ
とで終わっているわけであります。財政的な立場か
ら申し上げますと、ただいまのような非常に多額
の出資を必要といたしますので、四百八十億円の
出資でも、現在の四分の貸し付けを継続するとい
うのはなかなか困難が多いのでございしますが、こ
れにつきまして、今後――世界各国とも特に船舶に
つきましては相当輸出競争が激しくなっております。

して、これらにつきまして、国際的にも、いろいろな国際金利の状況あるいは国際的な船の輸出条件に織り込むべき金利水準をどうするかということが問題になっておりますので、これらの点も今後いろいろ勘案いたしまして、今後の情勢に応じて検討してまいりたいというので、何らかの措置がとられるまでは現状の四分の制度で続けていく、こういうことに了解をいたしておるわけでありま

す。

○広沢賢委員 「何らかの措置がとられるまで」ということがまだ具体的に決まらずに、新聞によりまして、大蔵省が輸銀金利を引き上げようとしている理由があつておられます。なかなか明確な理由が、外貨準備高が二十億ドルを割り込み、海外環境の悪化で、さらに落ち込むおそれが出てくる、輸銀の延べ払い輸出が伸びても外貨はふえないし、外貨が直接手に入る通常の輸出が、安易な延べ払い輸出に振りかわるようでは困る」ということが一つ。それから「海外の金利が上昇しているのに、日本の輸銀が、年四％という低利を続ける必要は少ない」ということとして、それからもう一つは、「大手の造船会社は、一社で輸銀総貸出し残高約九千億円の割に、一社に当たる一十億円ないし七、八百億円の膨大な融資を受けている。これはたいへんな額ですが、輸銀はもとをたどれば、一般会計からも出ていますし、それから、大切な国民の預貯金とかその他が集まったものだから、非常に大蔵省として慎重な取り扱いをしておると思ふのです。それ以上、現在いろいろなものを見ると、造船会社は世界一の技術水準を持つておる、よその国からその技術を学びに来ている、技術輸出もできるくらいだ。しかも給料は安い。造船会社で働いている人は、外国から見れば、ヨーロッパの二分の一、アメリカの五分の一、そういう状況で、金利負担だけが大きいわけですね。ところが、コストを調べると、よそより非常にコスト安になっている。あたりまえですね。技術がうんとあつて、うんと

働いて、しかも給料が安い。そういうような造船会社に対して金利負担、金利負担という。どこだつて金利負担はいへんだ。よその国を見ても全部そう。そういう点から見ると、大蔵省としていつていふことはもっともで、通産省が要求していることのはうがいます。大蔵省としてはどういふような感じがしますが、大蔵省としてはどういふふうにかかっていますか。

○鳩山政府委員 ただいまの事務的な折衝の段階では、いろいろ私ども意見は戦わしたのでありますけれども、結着いたしましては、先ほど申し上げたとおり、当分の現状で参るということでございます。ただ、いまおっしゃいました中で、輸出振興が現在非常に大事であるということも事実でありますし、輸銀の金利をかりに若干引き上げました場合に、それが輸出振興にどういふ影響を及ぼすかという問題は、これはなかなかむずかしい問題でありますので、現在特に外貨危機の状況でありますから、この際、輸銀の金利の引き上げが輸出振興に阻害になつては、これはまたたいへんなことだということ、十分私どもも考えておるのであります。ただ、頭金が少ないわけでありまして、大部分が延べ払いになるわけでありまして、現在、何といたしても現金が一番ほしい時期でありますので、そういう頭金をふやすとか、そういう方式であれば非常にいいわけでありまして、けれども、ただ金利を上げるということでは頭金がふえるということにもなりませんので、その辺はなお慎重に検討していかねばならぬ問題であらう、こう考えております。

○広沢賢委員 第一番目の問題については触れられたのですが、今後の問題として、いまおっしゃったとおり具体的な措置という内容がまだ十分明確じゃないです。新聞によると、まだその方向がきまつていないということですね。具体的な措置でどういふようにきめていくのか、五分のほうにすると四分のほうにするのか、だんだん切り詰めていくのかということについてのもう少し明確な御答弁をお願いします。

（金子一）委員長代理退席、委員長着席

○鳩山政府委員 ただいまの点は、現状であり、当分まゝというものであります。じゃ、いつからそういう金利の引き上げのようなことをやるのかという問題は、それ自体もまだきまつていないわけでありまして、今後国際的な状況等も考慮に入れて検討を続けてまいりたい段階でありますから、現在のところは現状であり四分の貸し付けを継続するというふうにかかっています。

○広沢賢委員 ちょっとまだ抽象的な感じがする、それはそれとして、こういう問題があると思ふのです。

この造船会社に対して、大蔵と通産が水かけ論をしていては、厳密な経理内容の分析をしなればいけません。いまおっしゃったことは、結局、今後造船輸出がずっと伸びるか伸びないか、その度合いによつてだということけれども、輸出が伸びるか伸びないかという問題は、これは非常に多くのいろいろな要因が重なつていふのであります。しかも問題は、いま造船会社というのは注文の手持ちが一ぱいある。二年ぐらゐあるでしよう。そうすると、これだけに對して輸出が伸びるか伸びないかということ、やはり四分五分だとか国民の大切な金を——通産省に言うべきだけれども、まだきめかねないでずっといくということ、これは許されなれないと思ふますが、造船会社に対しての輸出入銀行と通産省、大蔵省等がどういふような査定をするのかをお聞きしたいと思います。

○宮本説明員 お答え申し上げます。

具体的に案件が政府のほうに申請されますと、私どものほうで審査いたしました、大体条件その他が適当であると認めまして、大蔵省に同意を求めまして、相談の上決定いたしております。

○広沢賢委員 それは一つの個別の審査の手続を言つていただけですね。造船会社はもうかつていますね、これは相当のあれになつておりまして、そうすると、もうかつてこれだけの金利でいいのだ悪いのだといういろいろなものを、これはどこでやるのですか。

○宮本説明員 私どものほうにいたしましては、船舶輸出は、全体のプラント輸出の一環として考へておりますけれども、最近国際競争が非常に激しい。特にボンドの切り下げ以来イギリスあたりの船舶が大体六、七、一〇％下がつております。受注ベースで見ます限りにおきましては、船舶の輸出は前年と比較いたしますとかなりダウンになつております。そういうような状況から判断いたしますと、私どもは、少なくとも現在の金利水準で適当ではないのか、かように考へております。

○広沢賢委員 この問題は、造船会社の経理内容についてお互いにもっと詳しく討議する時間を別に持ちます。

銀行局長にお伺いしますが、この前、銀行局長御承知のとおり、中小企業政府三機関に政府の出資、資本金の出資が少ない。資本金の出資が、開発銀行や輸出入銀行に比べて一けた、三千億と三百億の違い。そのために中小企業三機関の貸付金利が高い。そのため、中小企業の近代化その他について、それから物価安定について、政府の方針どおりいってないで、中小企業が非常に困つていふ。だから、そのほうに、資金ワクの増大だけでなく、資本金の増額をしなければならぬと質問したら、大蔵大臣は、三機関の条件をよくするためにはその点まで立ち入らなければならぬ、次の予算で、今度の予算ですね、考えますというお約束をしました。銀行局長もよく御承知だと思ふのですが、その後、今度見ると、輸出入銀行に対する出資は大きいけれども、中小企業金融公庫に対しては三億、四百八十億と三億の差です。産投から出ているでしょう。あとは皆無ですね。自己資金でまかなふという。これではとてもとても約束が守れてないけれども、これはどういふわけですか。

○澄田政府委員 ただいま御指摘の点でございますが、前回その問題を広沢委員が御指摘のおり、私はそのおりに広沢先生からおしかりを受けましたが、大臣が答弁をされたあとでまた私申し上げ

まして、政府金融機関の金利につきましては、これは必ずしも出資によってその資金コストを低くして、そうして低利の貸し出しをするという道ばかりではなく、政府金融機関に補給金を行なうという方法によっても金利を低くすることは可能である。出資をするか、あるいは出資以外の方法、補給金で政府金融機関の損益を見て、そうして政策目的に従った金利で融資を行なうという形によるか、それは一がいに出資でなければならぬということではないということをお願いして、その点はある程度御了解をいただいたのではないかと、かように思っております。でございます。

今回の四十三年度予算におきまして、中小関係の政府金融機関に対する出資は、御指摘のように、投資育成会社に対する分といたしまして、中小公庫に三億出資をいたしておりますが、それ以外、輸出入銀行にいたしましては、これは国際的な関係等もございまして、貸し出し金利と原資との差を出資によって補てんをするという形での予算を組みましたが、中小三機関につきましては、それぞれその政策目的に従って、政策目的に合うような金利で融資ができるように、そういう配慮はいたしてあるわけです。

○広沢賢委員 澄田さんの苦心はわかります。特に流通近代化の資金の問題なんかで非常に苦心されたことは私たちは多々ありますが、しかし、根本的な問題としては全然片づかないのです。どういふことかという、新聞論調を二、三出しますと、問題が全然片づかない。たとえばこういうことをいっています。澄田さんが非常に苦労した流通近代化の問題についても、「しかし、いずれも利率は八・二％が原則とされており、農林省や通産省が望んでいた六・五％はほとんど認められなかった。これでは実際に借りる側にとってあまり魅力はない。わざわざこの資金から借りなくても大差ない金利で一般金融機関から借りられる。スピードと手続の簡単さからいうと、むしろそのほうがいい。」と書いてあります。それから「した

がって国民金融公庫につけた百三十億円のワックが消化しきれぬかどうか疑わしいほどだ。」これではせっかく苦労して国民金融公庫を守ってこの百三十億のワックをやったけれども、一つも金利の点で環境金融公庫ほどの恩恵もないじゃないかという不満があるし、「当の農林省と通産省も「測定不可能」ということをいっているのです。流通コストがどのくらい下がるか。こういうように、中小企業についてはわずかな金を総花的にまいて、ただ名目を保っているだけなんです。ところが、輸銀の問題については、これはもうはれものさわるようにやっている。ことに通産省はそういうことをやっていると思うのですが、これは矛盾しているじゃないですか。

○澄田政府委員 ただいまの点でございますが、これは広沢先生御承知のとおり、今度の生鮮食料品の対策につきましても、従来でございますと、かりに国民金融公庫から融資を受けることといたしても、基準金利で八分二厘ということでございますが、今回設けました特別融資の制度によりまして、基準金利は八分二厘でございます。ところが、その中で特定の施設につきましては七分七厘、あるいは衛生関係等の、特に採算上プラスにならないというふうなものにつきましては六分五厘というふうな金利も設けておるわけでございす。全体といたしまして、中小政府機関の基準金利八分二厘というところは、一般の民間金利と比べても最も優遇されておる、一般的に見て優遇されておる金利でございます。これが中小金融の基準金利ということになって、その基準金利をもとにいたしまして、資金の目的に従いまして七分七厘や六分五厘という金利も設けております。また、償還期間につきましても、従来の融資よりも延長されて、七年もしくは十年というふうなことになる。さらに、貸し出し限度についても引き上げられるというふうなことで、いろいろ御要望はあるわけでございますが、全体として見まして、金融の条件としては非常に改善されている。当然今度の制度の目的とするようなところに

従って、貸し出しの需要も非常にあるものと思われまします。また、その政策目的を達成する上に大いに役立つものと、かように信じております。

○広沢賢委員 この金利の問題については、中小企業のさつき言った流通近代化、これはいろいろな食品団体とか業者の人に直接聞いたら、やはり安いほう、特利のほうですね、これはぜひぶん業種というか、やかましいいろいろな目的、使途が設定され、手続がたいへんだというのですね。それですから、また開銀の問題が後ほど問題になりますから、そのときにあらためてもう一回お聞きしますが、新聞で御承知のとおり、中小企業業の要望というのはこんなにあるのです。四月一六月期にたいへんな状況になる。この問題についてはやはり本格的に取り組まないと、澄田さんがせっかく言った「公債が出てから、公債政策はもう失敗しました。そのために約束した経済の効率化とかもしくは経済の二重構造の解消ですか、近代化というものはほとんど後退しているのです。だから、一歩前進というのはほんのわずかな一歩前進で……」。

時間をお急ぎますからその次に、輸銀でまかなっているのは非常に安い四分、五分の金利でプラン輸出をする。この問題はかりでなくて、もう一つもつとひどいむだ使いじゃないかと思われる問題について御質問します。これは外務省だと思いたすが、いままで政府借款を輸銀でまかなってきたというところで、本来国と国との金の貸し借りについては、これは本来は条約事項に準じて、憲法でも国が借金するときは、これはきちっと国会の承認を得なければならぬ、こう書いてある。そういう重大な問題が国会の承認がなくて、ほとんどの人が知らないで事実が先行してしまうということがあると思う。

まず第一にお聞きしたいのは、その借金というか、今度は貸すほうですが、世界的にインフレーションの時代、ことにインフレの非常にひどい国に対して、総理大臣がほとんど金を貸すというところを約束して帰ってきておる。これはどんなに損害になるかですが、そういう場合に、こういう手続で輸出入銀行で簡単に貸したり何かすること、が、今後は続けられないと思うのですが、今度は経済協力基金法を改正するということになっていすが、問題は、海外経済協力基金のワックを今度四百億に拡大して同基金法を改正するという趣旨です。輸銀の問題がこの基金法にずっと移っていった一本化したという問題について、どうい理由でそういうふうになったかということについてお聞きしたいと思うのです。

○野村説明員 野村でございます。経済協力基金は経済企画庁の所管でございますし、輸銀は大蔵省の所管でございますので、詳細な点につきましては、それぞれ所管の関係の方面から責任ある答弁があるかと存じますが、外務省といたしまして、経済協力に關します輸銀と基金のあり方という問題につきましては、かねがね考えておたわけでございます。今般、基金法の改正が現在のところ検討されておりますのは、現在、御承知のとおり基金法の法律のたてまえによりまして、ある非常に経済の安定に役立つような形の資金協力といえますが援助が、いまの法制ではできない。しかるに、いろいろ後進国においてはそういう援助の要請が最近もございすので、そういう要請に応ずるような体制に持っていくということから、基金法の改正ということをして現在検討しております段階でございます。

○広沢賢委員 つまり、輸銀ではもう安い金利のそういう外国との約束は都合が悪いから、だから基金法のほうに一本化したということだと思ふのです。で、一番の根本問題は、国会の承認とかその他の成規の手続を経ないでそういうことができるかどうかという問題については、これは大臣に質問する問題だと思ふのですが、大蔵政務次官、どう思いますか。

○倉成政府委員 お答えいたします。いろいろ後進国に対する援助の中での延べ払いの問題の御質問だと思ふますが、そのいろいろな交渉をいたしましてからも、実際にこれを融資する

かどうかということについては、やはり輪銀の立場から商業ベースに乗り得るかどうかということを一応検討いたしましたので、それによつて取りきめておりますので、したがって、その個々の問題については国会の承認を要しない、さように考えております。

○広沢(寛)委員 私の聞いているのは、そういう小さな問題ばかりじゃなくて、外務省でもどこでもお答えになったら聞きたいのですが、佐藤内閣が今度発展途上国に対して一体どのくらいの借款等の約束してきたか、その額、それから国別、大ざっぱでもいいですがお答えになることができますか。当然だと思いますが……。

○奥村説明員 佐藤総理が東南アジアを訪問されたわけですが、大蔵省としてもその際にどのような話があったかということについては非常に関心を持っておったわけでございます。しかし、この御訪問については、こういう国との親善関係

を深めるという目的で行なわれたものである。もちろん、もともとそれらの国の中には、それまでに交渉が進められておつた国もございました。ところが、そういう国々からは、総理がおいでになつたときに当然いままで進めておる交渉についてどうであるかというふうな話もあったようでございます。しかし、結論としては、総理からは、今後は事務ベースでよく検討を行なう、こういうふうな話をせられたわけでございます。総理が向こうでお約束になったということは、大蔵省としては承知はしております。

○広沢(賢)委員 私が聞いているのは、たとえばこれは「経済協力の現状と問題点」という政府の発行のものに出ています、大体どのくらいの額かということ。それに出ているのは二十六億ドル、日本の円にすると九千三百六十億円と書いてありますが、大体そのくらいだと了承しています。

○興村説明員 約束残高という数字は、私どもはなかなか把握がむずかしいものでございますが、――約束の中には非常にかたい約束もあり、

非常に抽象的な約束もあるのでございますから、正確な把握はむずかしいわけでございますが、最近の数字を申し上げますと、四十一年は賠償とか無償経済協力とか技術協力を含めまして金額は一億五百万ドル、こういうものがございす。それから輸出入銀行、基金から相手国に対し

て供与しており、ます円借款、これは一億三千万ドル貸し付けをいたしました。そのほか国際機関へも拠出したしましたものが五千万ドル、こういうことで、全体で二億八千五百万ドルという数字が、四十一年の暦年でございますが実績でございいます。最近の数字についてはまだ集計中でございいますので、正確なものはわからないわけでございますが、やはりこういうことは日本の国力の許す範囲内において、相手国の償還能力、相手国の経済に対する貢献の度合い、こういうものを考えて着実に実施していくべきものであらうというように考えております。

○広沢(賢)委員　いまお聞きますと、全く金額が違うし、それから私は総額で大体一九六〇年以降一九六七年までのことを言ったのです。やはりこれを全部承知しなれば、予算をあげる者としてはたいへんなことになると思うのですよ。私が聞いたのは二十六億ドル、九千三百六十億、たいへんな額です。しりぬぐいするのにはえらいたいへんだと思うのですが、そういうものについての一覽表を予算委員会もしくは外務委員会に出して、きちつと御審議を願うということをやったことはいません。

○興村説明員 政府関係の賠償あるいは無償の経済協力等につきましては、御要求によって資料をお出ししたことはあると思います。その他民間の延べ払い輸出、これも一種の信用供与でございます。後進国に対しては、場合によっては経済の援助という実質を持つことがあるわけでございます。したがって、そういうものを全部含めて検討を

せられるということで資料をお出したことは、私の記憶ではないかと思えますけれども、そういう数字は調製いたしまして提出してもよろしゅうござ

乳之精。

○広沢(賢)委員 それはぜひ提出してもらいたい
と思うのです。先行き日本の総理大臣が、主人
が——主人といっても家庭でいえばだんなさん
が、どこでどれだけの金を貸すと約束をしてきた
か、そのめどがつかないで今後の経済の運営は立
たぬと思うのです。たいへんな額ですよ、九千三
百六十億といったら。財政硬直化で金がない、金
がないといっているのに、たいへんな約束をして
きたと思うのです。

それからもう一つ問題なのは、こういうことだ
 と思うのです。結局、いま言われたとおり賠償、
 無償経済協力、円借款というものがごたごたに
 なっているわけです。それをたとえば輸出入銀行
 で出している、それがぐあいが悪くなったら、では
 経済協力基金に一本化しようとか、輸出入銀行で
 やっているのはけしからぬじゃないかということ
 になると、それはそれだということで逃げるし、
 これは大福帳的だと思うのです。

もう一つお聞きします。こうやって金をどんどん貸して、いろんな形で——これは賠償はあと少し残っているけれどもだんだん済んでしましたが、あとそれと同じくらいいたいへんな援助をしているのです。その援助というものは、日本政府は最後まで見ますか。たとえば相手国がインフレーションが非常に——インドネシアなんかそうですね。韓国もそうです。インフレというのは減価してきます。どんどんお金の値打ちが減価してきます。そういう中でももしか政変とかいろいろなことが起

きた場合、これはたいへんな損失になると思うんですがね。そういう点について政府としては最後まで見ていろいろなことをやらなければならぬと思う。これはあたりまえのことなんですが、そういうことについての保証はございますか。

○奥村説明員 私どもとしては、経済協力をする以上は、ほんとうに相手国の利益になる、ために

なる、これによってやはり日本に広い意味で、長い目で見ても利益が返ってくる、こういうものでなければならぬと思うわけでございます。したがっ

て、経済協力をいたします場合には、相手国の経済状況もよく見る。どういうプロジェクトを選ぶかということについてもよく相談する。日本だけでなくて相手国のほんとうのためになる、こういうような着眼点が必要かと思うわけでございます。したがって、開発途上にある国の中には、あ

るいは経済政策上非常な努力をしているにもかかわらず、インフレ的な傾向があるという場合もあるかと思いますが、できるだけそういうものに対して、われわれとしては日本の国力の許す範囲内において、計画がうまく進むように、こういうことを考えているわけでございます。

インフレにつきましては、私どもの借款は円建てでございまして、後進国の通貨建てではございませんで、償還せられる場合においては、元本、利息等は円建てで償還が行なわれるということになると思います。

○広沢(寛)委員　そうですね。それは相手國がインフレであつてもこつちがインフレでなければいいけれども、日本もやはり物価はどんどん高くなる傾向ですね。押えられないです。ことしは四八%さらに上回る。そうすればやはり同じような状況、少しづつそういう状況になると思うのですが、とにかく物価が上がるときに人に金を貸したら損なんですから慎重にやらなければならぬと思いますけれども、問題はこういうことだと思ふのです。これは輸出入銀行の業務報告書です。ずいぶん巨額な金を出している。政府の命令で出している。輸出入銀行の業務報告書に「國際収支の逆

調と対外債務の累増、あるいはインフレ激化に悩む国が依然少なくない。一部の国では、農業生産をはじめ経済活動の不振により飢饉の様相を呈し、本来社会資本ないしは工場建設にあてられるべき外国援助資金をも目前の消費に用いねばならぬ状況にある。」ということが書いてあります。

況になると、たとえばこれは新聞で、これは常識ですがね。数の上では最も多い日本、アメリカの援助が中途半端に終わっているのは、「インドネ

シアの例です。政府が業者まかせにしたこと、つまり政府が借款の約束をしたりなにかして手続を踏んだらば、あとは野放しで業者がどういふ見積もりをとってどういふふうにするか、もしくは汚職をやらかすかという事は知らぬ顔です。知らぬ顔というか、それは自分の責任じゃない、こう言います。前に木下産商の問題があつたけれども、「正常な政府間ルートによらず、両国の政商が利権を中心としたためだ」といふ見方もある。それから「この二年間の援助は主として、商品援助といふかたちをとった間接援助だ。いわばカンフル注射であり、」もつと重要な問題が、「反共体制維持のための政治援助である。その大部分は軍人、官吏の給料に支払われた。このようなカンフル注射の援助は、こゝしも幾分残るだろう。」といふことですが、御承知のとおり、インドネシアの債権国会議を開いてどうしようかといふことがあるわけですが、ところが、これをきめてくれるのは総理大臣がかってにどんきめてきてしまふといふことで、しりぬぐひはたいへんです。問題は、こゝういふものに対して経済援助を与えるのが外務省であるのか、経済企画庁であるのか、大蔵省か、通産省か、どこの所管かまばらばらでわからぬ。外務省としてはどういふ形でそういふことを最後までめんどうを見、経済効果をあげるのか、新聞にもこゝういふふうで書かれてございます。反共軍事独裁国家に対するアメリカの要請なんです。ロストウが来てそのとおり、新聞には東南アジア援助の肩がわりといふことをいっているのです。そうすると、先ほど御答弁なさつたように、善隣友好、それからいろいろ経済効果があがつてよくなるようにといふことで貸すのだと言つておりましたが、どうも実態は違ふと思ひます。その点どう思ひますか。

的に進んだ国である、日本としてはやはり近隣諸国を富ませることによつて、結局は東南アジアの繁栄をはかり、ひいては日本の利益になる、そういうふうな持つてまいりたいといふ自主的な気持ちで臨んでいるわけでございます。

もう一つ御質問のございました商品援助といふものとプロジェクト援助といふものを比べてみて、商品援助といふのはその場しのぎの援助ではないか。この御趣旨は、むしろプロジェクト援助によつてその国の経済力が根本的に力がつくように持つていくべきではないか、こゝういふ御趣旨ではないかと思ひます。私もほんとうは一日も早く、いま商品援助をしなければならぬ状態となつてゐる国に対してプロジェクト援助といふことに切りかえていくといふ日がくることを望んでいるわけでございます。問題は、非常に経済自体が逼迫したしまして、とにかくいまの状態では、やはり民生の最も基本的な安定といふことで消費財の援助を望んでいるわけでございます。しかし、私もほんとういふ状態がいいといふふうには考へておらないわけでございます。一日も早くプロジェクト援助といふものを行ないまして、逆に商品援助といふものを少なくしていくといふ方向で考へてまいりたいと思つております。

○広沢(賢)委員 希望とそれからあらねばならぬといふことはわかりました。そうすれば、今度のこゝしの予算の中でのいろいろ問題点があると思ふのですが、たとえば南ベトナム等で海外技術協力といふ名前で医療協力をやつておりますが、その医療協力は大体どこを対象にしてどういふ地区に医療協力しているのですか。

○海堀政府委員 医療協力は外務省の予算に計上されておりましたが、ベトナムにもやつておりますが、これは民間の二つの病院に対して医薬品等を供与するといふ形をとつております。

○広沢(賢)委員 それはやはり一方的な——そうなるもただ民間の医療協力というわけではないですな。アメリカが北爆をしている、そういう状況の中で医療協力が始まつたといふことですね。そうすると、これは何らの経済的な問題ではなくて、非常にすぐれた政治的なものであるし、今後の情勢が、御承知のとおりアメリカもベトナム戦争で行き詰まつています。そういう場合に、南ベトナム政府はこれは民族解放戦線その他の政府が取つてかわるだらうといふ、そういう一国内の状況、事情によつてなつたときに、こゝういふ援助は簡単に言つて捨てる金ですね、どうですか。

○海堀政府委員 医療協力の予算というのは、東南アジアの全体が医療的におくれておりますので、これに対しては国の予算をもつて医療や薬品を供与したりあるいは医者を派遣したりしているわけでございます。どこにどういふふうに行なうかといふ問題は、その所管省、要するに予算を計上されております外務省、外務大臣の判断、もしそれがさらに高度の政治的判断を要すると思へば閣議なりで行なわれることでございます。予算をどこの国にどれだけのやうなものと初めからきめて計上したしておるわけではございません。したがいまして、そういう高度の政治的判断といふものは私たち事務当局のお答えできる範囲外だと存じます。

○広沢(賢)委員 そうすると、もう一つあるのですが、たとえば無償供与といふので、対外食糧等特別援助費、これは大体どこへどういふ目的でいくのか、お聞きしたいと思ふのです。

○海堀政府委員 私よりもむしろ国際金融局なり関税局なりがお答えすべきことではなかつたかと思ひますが、御存じのケネディラウンドの交渉におきまして、結局日本はその食糧援助を自国の趣旨には賛成しましたが、その条約に規定することについては、その条項について態度を留保したわけでございます。しかし、食糧援助を行なうといふ精神には賛成いたしまして、たぶんガットの事務局長等にそういう精神に準じて日本も食糧援助を行なう、こゝういふことを通告したと承知いたしております。四十三年度予算ではその年間分の二分の一、約二十五億圓を計上いたしてあります。これはどこにどういふふうにするのだといふ問題は、やはり食糧援助を受けなければならぬやうな国に対して個別に交渉いたしまして実施するわけで、初めからどこにどれだけをやるといふことをきめておるわけではございません。

○海堀政府委員 それはやはり一方の、東南アジアの全体が医療的におくれておりますので、これに対しては国の予算をもつて医療や薬品を供与したりあるいは医者を派遣したりしているわけでございます。どこにどういふふうに行なうかといふ問題は、その所管省、要するに予算を計上されております外務省、外務大臣の判断、もしそれがさらに高度の政治的判断を要すると思へば閣議なりで行なわれることでございます。予算をどこの国にどれだけのやうなものと初めからきめて計上したしておるわけではございません。したがいまして、そういう高度の政治的判断といふものは私たち事務当局のお答えできる範囲外だと存じます。

○広沢(賢)委員 そうすると、もう一つあるのですが、たとえば無償供与といふので、対外食糧等特別援助費、これは大体どこへどういふ目的でいくのか、お聞きしたいと思ふのです。

○海堀政府委員 私よりもむしろ国際金融局なり関税局なりがお答えすべきことではなかつたかと思ひますが、御存じのケネディラウンドの交渉におきまして、結局日本はその食糧援助を自国の趣旨には賛成しましたが、その条約に規定することについては、その条項について態度を留保したわけでございます。しかし、食糧援助を行なうといふ精神には賛成いたしまして、たぶんガットの事務局長等にそういう精神に準じて日本も食糧援助を行なう、こゝういふことを通告したと承知いたしております。四十三年度予算ではその年間分の二分の一、約二十五億圓を計上いたしてあります。これはどこにどういふふうにするのだといふ問題は、やはり食糧援助を受けなければならぬやうな国に対して個別に交渉いたしまして実施するわけで、初めからどこにどれだけをやるといふことをきめておるわけではございません。

○奥村説明員 アメリカからの政治的要請があつて東南アジアに対して援助をふやすのではないか、するのではないかといふ御質問の点につきましては、私もはあくまでも自主的に、東南アジアの中にあつて日本が最も進んだ国である、経済

的に進んだ国である、日本としてはやはり近隣諸国を富ませることによつて、結局は東南アジアの繁栄をはかり、ひいては日本の利益になる、そういうふうな持つてまいりたいといふ自主的な気持ちで臨んでいるわけでございます。

○海堀政府委員 それはやはり一方の、東南アジアの全体が医療的におくれておりますので、これに対しては国の予算をもつて医療や薬品を供与したりあるいは医者を派遣したりしているわけでございます。どこにどういふふうに行なうかといふ問題は、その所管省、要するに予算を計上されております外務省、外務大臣の判断、もしそれがさらに高度の政治的判断を要すると思へば閣議なりで行なわれることでございます。予算をどこの国にどれだけのやうなものと初めからきめて計上したしておるわけではございません。したがいまして、そういう高度の政治的判断といふものは私たち事務当局のお答えできる範囲外だと存じます。

○海堀政府委員 これはやはり一方の、東南アジアの全体が医療的におくれておりますので、これに対しては国の予算をもつて医療や薬品を供与したりあるいは医者を派遣したりしているわけでございます。どこにどういふふうに行なうかといふ問題は、その所管省、要するに予算を計上されております外務省、外務大臣の判断、もしそれがさらに高度の政治的判断を要すると思へば閣議なりで行なわれることでございます。予算をどこの国にどれだけのやうなものと初めからきめて計上したしておるわけではございません。したがいまして、そういう高度の政治的判断といふものは私たち事務当局のお答えできる範囲外だと存じます。

ナムにいかないで、もう一方的に南ベトナムとか韓国とかにいっておそれはきわめて多いのですね。しかも国民の大切な血税が捨て金になるおそれもある。そういうことが非常に複雑な大福帳のもとでもって、正当な援助のやり方ともごっちゃになつて出てきているというところに重要な問題があると思うのです。

もう一つお尋ねしたいのは、この協力協定がいろいろありましたが、まだ相当あいまいなところしているのではないかと。たとえば先ほど言われましたように、総理が約束をしてきたいろいろの貸し金の約束も国会にまだ出ていない。これも外務省にお聞きしますが、一九五七年以後六六年十二月までの円借款の協定はどのくらいですか。その中で協定文が公表されたのはどのくらいありますか。

○野村説明員 御説明申し上げます。

一九五七年以来わが国の供与いたしました円借款は、インド、パキスタンをはじめ、そのほかセイロン、ナイジェリア、マレーシア、タイ等、相当多数の国にわたつておりました。正確な数はあとで御説明申し上げますけれども、そういった円借款の協定はすべて交換公文というふうにかつて、まず日本政府の意図としてそういった円借款が供与されるのであらうというのを政府間で、大蔵政府の意思としてきめるわけでございますけれども、事実上の債務負担という問題が起きますのは、事実上と申すのが、相手国政府との間で締結されて初めて効果を待つというふうなことがつておる次第でございます。

○広沢(賢)委員 そちらのほうはばく然として、私のほうもつとはつきりしたものを聞いていますが、四十八件ですね。それの中で協定文が公表されたのはわずかです。インド第六次の円借款、インドの食糧援助、セイロンの第一次、第二次の円借款、台湾の円借款、それから対ブラグアイの円借款、それから対韓国六五年度の円借款だけですね。——そうですね。

○野村説明員 いま先生御指摘になりましたものだけが公表されたかどうか、私もあとで確認したいと思ひます。

○広沢(賢)委員 つまり、こういう協定文の公表等はわりあいに国民が気がつかないうちにしどしと進められ、それで公表されないものもあるというところでは、——大臣がいらないからあれですが、大蔵政務次官、やつぱりこういう問題については、もつときびしく外務省に要求したり、その他するべきじゃないですか、どうですか。

○奥村説明員 先ほど御質問のありました直接借款、それぞれどういうふうな協定あるいは交換公文が結ばれたかということをおし上げます。

インドにつきましては、昭和四十二年八月、金額は六百万ドル、それから四十二年九月、三千八百万ドル、四十二年七月、七百万ドル、こういう数字が四十二年については出ております。

それから、パキスタンにつきましては、四十二年の二月に三千万ドル、四十二年十月に三千万ドル、これは六次と七次でございます。

それから、セイロンにつきましては、四十二年九月に五百万ドル、これは第三次のセイロンの借款でございます。

次は、インドネシアにつきましては、四十二年六月に五千万ドル、四十二年の同じく六月に四千三百万ドル、これはリファイナンスでございます。

それから、台湾、韓国、南ベトナム、タイ——タイは、四十三年一月に六千万ドル、マレーシアは、四十二年以降ございません。

四十二年につきましては、以上申し上げたような直接借款をやつたわけでございます。で、これは秘密ではございませんので、借款協定の調印あるいは交換公文その他正式の手續をとりましたときには、外には出ておると私どもは承知しております。

なお、その前の年の数字につきましても、御必要がございしますれば資料を出して差しつかえないものと考えております。

○広沢(賢)委員 秘密でない、それはそれでしょう。それは非常にいいことで、たとえばいまおっしゃいました中で一つ、インドネシアのリファイナンスという、国民は、ああ何だろう、いいものかなと思つておられるけれども、何とこれは翻訳しますと、インドネシアは借金払えないから、その借金払えない繰り延べを輸出銀行の日本の国民の資金でもってめんどうを見るということなんでしょう、リファイナンスは、どうですか。

○奥村説明員 リファイナンスは、先生おっしゃいましたとおりでございますが、こういう問題は、きわめて慎重に処理することを要する問題でございます。したがって、日本単独でこういうことをやつていいとか悪いとかいうことをきかめませんで、関係国、債権国がたつきさんでございます。で、主要債権国が集まりまして、いかにしてインドネシアの経済をよく持つていくか、再びこのリファイナンスなしに経済を上向きに持つていく方法はどういう方法があるかというのを相談いたしました。これは債権国会議と申しますが、こういう会議を通じて、各国との話し合いのもとにきまつたものをきわめて慎重にリファイナンスにのせるという方針をとつておりますので、御心配のような点については、私どももまた非常な慎重な態度でもつて臨んでおる、このように申し上げたいと思ひます。

○広沢(賢)委員 そういう問題は重大な問題です。その重大な問題があまり国民の目につかないですね。国会でもそういう問題について十分慎重に審議しないことだと思つて、これはやつぱり責任を果たさないことだと思つて、ですから今度、この経済協力の援助、協力、こういうものの協定一切についてガラス張りをするというところをお約束されているのですから、やつぱり一覽表を出して、これはこうなんだということをばっちりさせなければ予算審議はできない、こういうふうな思ひます。

それから、もう一つ次に、業務上、先ほど私が言いましたように、経済協力局や通産省の貿易

振興局、それから輸出入銀行、これは大蔵省、海外経済協力基金は経済企画庁となつて、いろいろお互いにやつておられることはずつと分散しておりますね。その場合、個々の問題によつて違ひますけれども、これについて最終責任をとつて主権を握ると、大蔵省は、国民の大切な金を守るためにがんばつておられるというふうな受け取れます。最後には屈服するけれども、外務省は理屈が立たないようなものもどんどん要求してくる。これは政治的に必要なんだからというので、先ほどのいろいろな医療協力費とか何かという形になる。その結果は、たとえば中国にはプラント輸出はしない、よそにはさききつたところのものをやつておられるという状況になると思うのですがね。お互いに経済協力関係についての行政機構について、審議する問題について、どういうふうな一本化し、どういうふうなこれを統一していくのか。それから今後、たとえば各国を調査したり何かして、これはいい、悪いときめますが、これを国会を含めて十分討議することが必要だと思つたのですが、それについて、たとえばインドネシアに調査団がいま行つておられます。これは財界ですが、財界や何か一緒にいつて行つておられますが、そういう問題について何かきまつた考え方があるか、あるいは外務省が……。

○野村説明員 ただいま先生の御指摘のございました経済協力機構の問題でございますが、これは現在のところ、外務省、大蔵省、通産省、経企庁が主たる中心になつておまして、確かに先生の言つたとおりの、外務省は主として外交政策の角度から経済協力問題を絶えず判断しておりますし、大蔵省は主として財政の角度からとらえておられておられる立場は違ひますけれども、すべての問題につきましては、そういった省が中心になりまして、随時各省の課長ないし局長、次官レベルまで上げる、そういう随時協議を通じて、一つの個々の問題を実施しておられるという段階でございます。それから、なお、そういう

レベルでもなおかつきまらない場合には、上のほうの経済閣僚懇談会でございませうとか、上のほうの閣僚レベルに持ち上げてまして、だんだんと話し合いを詰めていくというふうな体制をとっておるわけでございます。そういう経済協力の機構につきましては、われわれ内部的にも事務当局のいろいろ考えがございませうけれども、まだ確実な成案を得ておるといふ段階にはまいっておる次第ではございませう。

○広沢(賢)委員　そこで今度はお聞きしたいのですが、先ほど中国のプラント輸出の問題が 나왔。アメリカが今度課徴金をつり上げるといふことですか、新設するといふことに対して大騒ぎになっていまして。これはまた後ほど相当国会で審議しなければならぬ問題ですが、アメリカのこういうことに對して、それじゃわれわれも、ガットに違反しても輸出の所得控除とか、こんなのはちょっと虫がよ過ぎる話ですが、いろいろの議論が出ています。ところが、そのアメリカに対してびつとやうんだつたら、そういう方面も一つだけけれども、もう一つは、やはりよその国に手厚いプラント輸出をやっているんだつたら、中国にもプラント輸出をびつとやるといふ方針を出すほうが、アメリカに對する強腰の根拠になると思うのですが、これはもう大臣クラス以外には、大体外務省も出すという意思統一をしているのですか、外務省それから大蔵省、通産省にお聞きします。

○奥村説明員　御指定の順序と違いますが、大蔵省から申し上げます。

本件は、中共に對する延べ払い輸出制については、ケース・バイ・ケースにきめるといふ方針で臨んでおります。

○広沢(賢)委員　政務次官に聞きます。これは大臣クラスのおれですか。

ケース・バイ・ケースにきめるといふんだつたら、これは答弁にならない。それで、吉田書簡、これはもう効力がないのだという認識に立っているのか。そういうことをお話ししながら、しかもケース・パス・ケースでやるといふ奥村さんのお

話がありましたけれども、LT貿易がこういう状態になっているのですから、これについてどういうふうにお考えになるか、はっきりいまでこのころの相談した結果をお話しになっていただきたいと思ひます。

○倉成政府委員　社会主義諸國に對する輸出についてのお尋ねだと思ひますが、これまでプラント輸出をいたしております。また、お尋ねの焦点は、輸銀による延べ払い金融の問題ではないかと思ひますけれども、これもケース・バイ・ケースで考えていきたい、こういうことでございませう。

○広沢(賢)委員　そのケース・バイ・ケースでもってやると言つてつとやらないのですから、ケース・バイ・ケースといふのは、これは一つも前進した答弁にならないのです。自民党からだつてちゃんと行つていられるのです。あぶら汗しほつていられるのです。

あと、今度関稅定率法の問題でもお聞きしますが、全く中国だけは除外するやうな腹の小さいことを関稅定率法でたくらまれていられると思ひますが、そういうことはますます對中國貿易について困難にしていく問題があるのです。今度の場合も、お米でなければ食肉を入れるといふと、農林省は何か口蹄疫とかなんとかといふものでもつて——これは渡辺さんのほうがよく知つていられる。自民黨の中でもよく知つていられる、農林省のほうではこれは十分調査して、りっぱな防疫施設もできていられるという証言もできていられる。農林省に報告書もきていられるはずだ。だから、日中貿易について、それから北朝鮮との貿易も含みますが、ソ連との貿易もあるけれども、資本主義國との貿易についてこれほど神経過敏になつて、産投特別會計から輸出入銀行を通じていろいろ國民の大切なお金が手厚く出されているのですから、これは社会主義國にもあたりまえなんです、全面的に適用すれば、そうすれば、少しはアメリカはびつくりするし、そういうぐらゐのことをやるのが政治だと思ひますが、政務次官のお考えはどうですか。

○倉成政府委員　先ほどもお答えいたしましたように、やはり相手國の状況、それから支払い条件、そういうものを考えながら、やはりケース・バイ・ケースで前向きに処理していきたいと考えております。

○広沢(賢)委員　それでは、経済的な条件についてケース・バイ・ケースなんです。そうすると、政治的な問題については、おっしゃつた御答弁では、それは全然条件がないわけですね。

○倉成政府委員　ソ連に對してはこの適用があることも御承知のとおりであります。問題は、中共貿易を焦点としてお話しじゃないかと思ひますけれども、中共貿易は御案内のようにLP貿易、それから民間友好貿易、いろいろな形がございまして、必ずしも正常のノルマルな貿易関係でないといふ点もございませうので、そういう点を勘案しつつケース・バイ・ケースで考えていきたいといふことでございませう。

○広沢(賢)委員　そのノルマルな貿易ではない、国交正常化をしていない、これはどつちのほうの責任だと思ひますか。

○倉成政府委員　それはちよつとデリケートな問題でありますから、どちらの責任といふべきものじゃなくして、今日の國際情勢がさうにしたいといふふうな判断にいたしております。

○広沢(賢)委員　その國際情勢がふつととしてそういうことを妨げているといふんですね。これをものと具体的に、好意的に私が翻訳しますと、つまり國際情勢といふのは、アメリカ、それからこの經濟協力で一方的に經濟協力ばかりやっている台灣——韓国も入るかもしれないけれども、台灣がそういうことを起こしている原因ではないか、こういうふうな解釈してよろしゅうございませうか。

○倉成政府委員　広沢委員がさうなお考えをお持ちになることは自由でありますけれども、われわれはやはり一方的にさうな考えではないと考えております。

○広沢(賢)委員　それではもう一つお聞きします。が、もし中國がいま國交を回復しようという提案を持ちかけてきたときには、日本は当然喜んで応ずべきだと思ひますが、いまの御答弁ではそういうふうな理解されますが、どうでしょう。

○倉成政府委員　いまの御質問は、むしろ總理大臣あるいは外務大臣からお答えしたほうがいいんじゃないかと思ひます。

○広沢(賢)委員　それでは、この國會審議の間に總理大臣か外務大臣をこへお連れして、十分それについての御答弁をとりたいたいと思ひます。これを委員長、お含みを願ひたいと思ひます。

そこまではいかなくても、それでは延べ払いについては、事務當局としては經濟的なケース・バイ・ケースでもって判断するので、政治的な問題については、これは事務當局として、大蔵當局としても通産當局としても全然考慮はしない、どんなやるといふ理解をしてよろしゅうございませうか。

○倉成政府委員　広沢委員のお話がある前提を置いて、それから結論を出しての御質問であります。これは十分御承知の上で質問されておると思ひますが、やはり國の政府である以上、政治的な要素は十分考慮しながら考えていくのが當然だと思ひます。

○広沢(賢)委員　外務大臣が總理大臣にお伺ひすることは委員長とお約束しました。

最後に、私がいまお話し申し上げましたように、非常にいい答弁もございましたけれども、結局逃げていかれたやうな感じがします。つまり、私がこういうことを質問するのは、自民黨の中で、非常に苦しい状況の中で私たちの同僚議員が中國に行かれて、全力を尽くしているのです。LT貿易が成立するかしないかといふことは、ただ單に現在の對中國貿易だけではなくて、日本がやろうと思ひば、昔の戦前の貿易比率でいへば、百億ドルの規模で伸びるのです。昔よりもいまの中國のほうが、プラント輸出とか延べ払いとかはずつ

をつけた。残りの九十万株も自分のところに手に入れたら、これはもう三菱系統に全部株が行き渡ってしまつて、この授権株数二百五十万株のうち、百万株を三菱系統が押えるというふうになつたら、国は国民の税金をもとにしてそういうふうに出資金を出しておきながら、その出資金が特定の大会社の手で握られてしまふというふうになつて、これはやばい、国有財産を処分する場合には、その最高価格で売るといふ入札の方法でやるならば、そういうことにならぬかと私は思うのであります。そうしたら、一体国民は、これに対してどういふような気持ちで政府に対処するであろうかという点を考えますと、処分のやり方、内容によつては、非常に重大な問題が出てくると思うのであります。まさか幾ら自民党政府であつても、こういうふうなふうに出資をして成長産業に育て上げて、それを大資本に売り渡すというふうな考え方はなかるうと思つて、あります。倉成政務次官、あなたは、これに對しましてはどういふようないわゆる政治的な判断で対処されるつもりでございませうか、お答えをいただきたいのでございます。これを自然のまま最高価格で入札をするという方式をとれば、当然その株を独占しよう、その会社の経営権に對して、大きな影響をもたらそうと意圖している会社の手に入ることは間違いない。さればといつて、これは国有財産でございませうから、その財産処分にあつては、できるだけ大きな利益を得ようにならなければならぬといふこともまた事実であります。このお互ひに内部矛盾を来たしてございませう問題を、どういふふうにとらえてやるんだといふことであなた方はお考えになつてゐるのか、いま行政当局のほうからはお伺いをいたしました。だから政務次官として、政務職である大臣なりあるいはあなたの方の間では、どういふうな話になつてゐるのか、この点について倉成政務次官からお答えをいただきたい。

○倉成政府委員 たいだいま御指摘のような心配がある株の放出をやつて、それを最高価格の人が入手してまいりますと、一部の特定のものに集中するといふ可能性があるとすることは私も考えております。したがいまして、そのやり方について、そういう結果にならないように慎重に検討していかねばいけませんといふ点も御指摘のとおりでございます。それらの点を勘案して、今後十分検討してまいりたいと思つております。

○村山(喜)委員 先ほどの政務次官の御答弁は、足らない分を一般会計から出すのだ、こういうふうな抽象的なお話をございませう。産投会計の性格については法律に定めてありますように、経済の再建、産業開発、貿易の振興のための資金を供与といふことになつておるわけでございます。しかしながら、この中身を次から次に拡大してまいりますならば、一体どこを限界として——一般会計から投入をする資金といふのは国民の税金でございませうから、国民の税金がどのように使われるかといふことについては、やはり限界を明確にしておかなければならぬと思つております。足らないから一般会計から入れるという論理では、これは納得できません。だから、国民経済の基礎的な部門に向けて支出をされ、その効果が広く国民全体に行き渡るような投融資については、資金コストを安くするために、一般会計から支出をすることも考えられるわけですが、しかしあなたのような説明では、資金が足らなくなつたら、もう一般会計からどんどん移して、その資金は大資本家のために、特に輸出入業を中心とする人たちの輸銀資金等に、どんどん投入していったらいいという理屈になるじゃありませんか。やはりそこには限界といふものがなければならぬ。この産投会計の支出についても、私は財政投融資全体の計画の中で国会の議決にゆだねなければならぬ問題をいかに使うかといふ内容に関する問題でありますから、いまだ少し認識を新たにしたいので、その限界点についてはあなたから明確に国民の前

○海堀政府委員 先生の御質問が、一般会計に於いてまいつておりますので、私から答えさせていただきます。産投会計の目的は、先ほど先生が仰せられたとおりでございます。それからまた現在ガリオアの返済のために、産投会計自体の原資と申しますか、これが相当苦しくなつてゐるということも事実でございます。それで問題は、どこに限界を求めるのかといふ御質問かと思ひますが、一般会計のサイドから見ますと、一般会計自体が全体の施策の適合性といひますか、要するに施策の均衡といひますか、そういう一般会計の全体の国の施策の均衡上、産投会計の目的に従つてどれだけの金を使うことが妥当であるかといふ判断で最終的には決定されるのだらうと思ひます。ただ一般会計が、現在非常に一般的に便直化してゐるというふうにいわれて苦しい状態にありますので、産投投資特別会計を通ずる投資につきましても、必要最小限度にしばつていくという方向で努力を重ねてきてゐることは、ここ数年の経緯を見ていただければ承知していただけるかと存じます。

○村山(喜)委員 私は、その答弁には不満なんです。これはやはり財政の機能という面から見まして、あるいは財政計画の編成過程の中で、政治的な性格が今日非常に強く入つてゐるという状態から見まして、あるいは国債発行が恒常的な形になつてきたといふ現在の時点から見まして、少なくともやはり特別会計はなるほど特別会計で国会の論議に供せられますが、全体的な立場から、国会の審議権の対象にすべき段階にもうきてゐるんじゃないかと思つてゐるのです。そういう全体的な立場からは、やはり政務次官、あなたは政務職なんですから、行政職ではないのですから、そういう国民の声を謙虚に聞いてもらいたいと思つてゐるのですが、いかがでございませうか。

○倉成政府委員 産投から御案内のうちに各種、輸銀やその他公団、公庫等に出資をしてゐるわけでありませうから、財政全体の問題としてこれは御審議いただくことじやなからうかと思つております。

○倉成政府委員 たいだいま御指摘のような心配がある株の放出をやつて、それを最高価格の人が入手してまいりますと、一部の特定のものに集中するといふ可能性があるとすることは私も考えております。したがいまして、そのやり方について、そういう結果にならないように慎重に検討していかねばいけませんといふ点も御指摘のとおりでございます。それらの点を勘案して、今後十分検討してまいりたいと思つております。

○村山(喜)委員 先ほどの政務次官の御答弁は、足らない分を一般会計から出すのだ、こういうふうな抽象的なお話をございませう。産投会計の性格については法律に定めてありますように、経済の再建、産業開発、貿易の振興のための資金を供与といふことになつておるわけでございます。しかしながら、この中身を次から次に拡大してまいりますならば、一体どこを限界として——一般会計から投入をする資金といふのは国民の税金でございませうから、国民の税金がどのように使われるかといふことについては、やはり限界を明確にしておかなければならぬと思つております。足らないから一般会計から入れるという論理では、これは納得できません。だから、国民経済の基礎的な部門に向けて支出をされ、その効果が広く国民全体に行き渡るような投融資については、資金コストを安くするために、一般会計から支出をすることも考えられるわけですが、しかしあなたのような説明では、資金が足らなくなつたら、もう一般会計からどんどん移して、その資金は大資本家のために、特に輸出入業を中心とする人たちの輸銀資金等に、どんどん投入していったらいいという理屈になるじゃありませんか。やはりそこには限界といふものがなければならぬ。この産投会計の支出についても、私は財政投融資全体の計画の中で国会の議決にゆだねなければならぬ問題をいかに使うかといふ内容に関する問題でありますから、いまだ少し認識を新たにしたいので、その限界点についてはあなたから明確に国民の前

○倉成政府委員 先ほど少しことばが足らなかつたと思ひますが、御案内のように、産投会計はアメリカの対日援助見返り資金からの承継資産、その他同会計に属する資産を資本として、村山委員の御指摘のように、経済の発展、産業の開発等のための投資を行なうといふことを目的としております。したがいまして、この目的に従つて産投会計の運営はされるわけでありませうが、経過的に見ますと、この会計の設立当時は、開銀、輸銀及び電

○村山(喜)委員 委員長着席
三十一年度以降投資の範囲を拡大いたしました。農林漁業金融公庫あるいは住宅公団、その他一般会計からの出資に依存しておつた法人にも産投投資が行なわれるようになったことも御承知のこととありませう。したがいまして、この限界をどこに求めるかといふことは、なかなかむづかしい問題でありますけれども、産投会計の目的でありませう経済の発展、産業の開発等のために投資を行なう、この精神に従つて考えるべきだといふふうにかえております。

○村山(喜)委員 その沿革はあなたのおっしゃる通りです。しかし、一般会計からの繰り入れ資金が、産投投入の六割以上に達してゐるのは、もうずっと以前からじゃありませんか。だから、その産投の性格をめぐる論争が非常にあるわけなんです。だから、どしどし一般会計の国民の税金をこれに入れて、そして特定の産業の資本家に、低利の資金を長期で融資をする。これが国家目的であるといふ考え方に立つならば、まさに自民党は大資本擁護の政策を、こういううな面を通じてやつてゐるという産投の性格がはつきり出てゐるわけなんです。五百九十六億と申し入れた、これは毎年毎年ふえてゐるんです。だから、この限界についてはどういふふうにすべきなんだといふ基本的な考え方を、あなたはお気持ちにならなければならぬんじゃないか。

す。

○村山(喜)委員 私は、先ほど質問をいたしました日本合成ゴム株式会社の資本の内容並びに今回の株式売却収入の中身については、この席にまた大蔵大臣の出席を願ひまして、ひとつ大臣の決意をお伺いしておかないと、いまとこのところは慎重に審議をし、対処しますということだけでは、やはりこの前と同じような轍を踏むおそれがありますので、大臣から答弁を求めたいと思ひます。それから、委員長、その点はよろしく御配慮いただきますか、委員長。五十五億の売り払いについて、これはきわめて重大な内容でございます。

○田村委員 長 さつそく私からそういうふうに取り計らうように努力してみましよう。――委員長として十分努力いたします。

○村山(喜)委員 それでは次にお尋ねをいたします。

経済援助資金特別会計整理残金受入れ六千四百四十万円何がし、それから余剰農産物資金融通特別会計整理残金受入れ四億八千三百七十五万円余、この受け入れの見込み額は、これは貸借対照表、損益計算書等を調べてみますと、本年度についてこれだけの受け入れがあつて、いま現に貸し付けているものについての債務償還額について、後年度に逐次産投会計の中に吸収をしていくという考え方に立つていらつしやるように思ひますが、そういうふうな受け取つてよろしゅうございませうかというところが一点。

それからもう一つの点は、この資金の性格でございます。時間がありましたらその内容について事ここまかに質問をしてまいりたいと思ひますが、それとできませんので、簡単に要求をいたします。余剰農産物の資金の運用状況をこれの内容から見てまいりますと、おもに電源開発事業に低利融資をしているわけでありまして、ドル建てで支払いをすれば金利は三分、円建ての場合には四分、その四分資金を四分のまま電源開発に約百億貸している。で、そういうような資金が今回は全

部産投会計のほうに移るわけでありまして、移つたら今後においては、こういうような電源開発という一つの大きな、日本の産業の開発のために低利長期の資金が使われてきて、それによつて成果をあげたことは私は認めます。だが、今度は産投会計に入つてまいつた場合には、四分の原資のものを四分で貸すというわけにはまいらなかつたと思ひます。したがつて、これについてはどういふような対処を今後していられるつもりであるのか。並びに電源開発といたしましては、今後は相当割りの資金を使つてやらなければならぬといふことになる。その場合には、どういふような経営の方針で臨むつもりなのかといふことも、あわせて説明を願ひたいのであります。

それから次に、経済援助資金特別会計のこのMSA援助資金であります。この条件も、いわゆる四分資金を開銀に融資をいたしまして、開銀のほうから特定の軍需産業の部門に低利資金を長期に貸してありまして、この融資比率は、政令で定めるところによりまして、大体五割といふことになつてゐるようでありまして、開銀のほうの貸し付けの融資比率の割合を調べてみましたら、四八・五割ぐらいになつてゐるようであります。これも四分資金を、開銀の利ざやを見込んで、開銀から貸す場合には六分五厘といふ資金で供与してゐるようであります。したがつて、これも今度産投会計の中に吸収されるわけでありまして、これから、今後においてはそういうような特利的な取り扱いといふものはできないようになつてくると私は思ひます。農産物あるいは経済援助資金については今後統制されていられるつもりであるのか、この点を明らかにしていただきたいのであります。

○鳩山政府委員 お尋ねの第一点でございますが、先ほど村山先生おっしゃいましたのは、余剰農産物の会計あるいは経済援助資金会計からの現金の引き継ぎの金額でありまして、債権その他出資金は、その債権額、出資額を、全部産投会計のほうから引き継ぐわけでございます。その金額は、

経済援助資金会計では出資が四十億、貸し付け金が五億四千八百萬でありまして、余農会計では四百五十四億八百萬円が引き継ぎになるわけでございます。余農会計は全部貸し付け金でございます。

それから御質問の第二点は、余農会計の貸し付けでございますが、余農会計は、電源開発公社に對する貸し付けを、四十三年度は二十三億を予定してありますが、これは従来どおり四分の貸し付けを行なうことにしております。その電算に對する貸し付けは、御承知のように、石炭対策にいたしまして、揚げ地の石炭火力のために使つておるのでございます。これが落着をいたしました場合には、今後は一般の金利で貸し付けるといふことに當然なると思ひます。

それから経済援助資金会計のほうの特利の問題につきましては、今後はやはり原則に立ち戻つて、通常の金利で貸し付けを継続してまいるといふことに考えております。

○村山(喜)委員 それは何ですか、いまちよつと最後を聞き漏らしたんですが、産投会計の資金運用と同じような取り扱いをしていく。なるほど電源開発の場合は、四十三年度分はさうでしよう。これはもうすでに予定しておつたんだからしかたがないといふことで話し合ひがついたようでありまして。しかし、四十四年度以降については、これはまだ確定をしていないでしよう。だから、その問題について一体どうするんだといふことを、電源開発のほうの担当の通産省にお伺ひいたします。

○井上(亮)政府委員 お答えいたします。四十三年度の予算につきましては、先ほど鳩山理財局長からもお話がありましたので、それに尽きてゐるかと思ひますが、今後の電算のあり方につきましては、先生も御承知のように、電算はたゞいま石炭火力を行なつておられまして、コストの関係からいいますと、一般の重油専焼火力に比べますとどうしても割が高くなるというようないふことがございまして、低利の資金をお願いいたし

たいというふうな考えております。

それからなお、電算は石炭火力のほかに、これまた御承知のように、水力開発をいたしておるわけでございますが、これも、なお今後とも電算が受け持つべき地点が相当ございまして、私も今後十年間の想定をいたしておりますが、これは電算だけがやるわけではありませんが、必要な日本全体としての水力開発としましては、今後十年間にやほり九百万キロワットの水力開発をしなげいかぬ。これは水力と原子力合はせまして、全体の出力の中で二割程度はやはり水力開発をすることが電力経済上望ましい姿だといふことが定説になつておるわけでございますが、そういう観点に立ちますと、なお地点もございまして、九百万キロ以上の開発をすることにならうと思ひます。そのうち、やはり多目的ダムといふようなことになりまして、電算がこれを担当せざるを得ないといふような任務もございまして、今後ともやはり電力の広域運営というふうな観点からいいますと、電算の使命は依然として重いわけでございます。いまして、こういった特利を持った電源開発をいたす立場にございまして、私も通産省の立場をいたしましては、電算につきましては電力の料金の長期安定というふうな見地からいひましても、できるだけ長期に低利の資金の融資をいたしたいといふふうな考えております。

○村山(喜)委員 ただいまお聞きのように、通産省は、やはり低利、長期の資金を事業の性格から要求をしておることは事実でございます。大蔵省はとりあえず四十三年度分については、従来の四分資金でこれを認めよう、しかし、そのあとについてはどうするかといふことについては協議が決定をしていない。したがつて、この問題については、産投会計にこれらの二つの特別会計を吸収するといふことについて、よつてくるところのいろいろな複雑な内容というものがからみ込んでゐる。したがつて、今後その産投会計の中において、それらの特利体制といふものを別個につくつていくということになれば、一体何のた

めに産投会計にそれらの資金を吸収をするということになるのか、それはやはり別会計で、そのまゝやっておくのが当然ではないかという気にもなるのでございます。産投会計の中に吸収をするというところは、これはやはりそういう一つの産投会計の会計原理に従っていかねければならないという大蔵省の発想であろうと思う。そういうことになるならば、大蔵省と通産省の意見が将来この問題について食い違ってくるということになってまいりますと非常に大きな問題でございますので、やはりこれはまた大蔵大臣の出席を求めて答弁を願わなければならぬ点であろうと思うのでございます。この点も委員長、そういうふうにお取り計らいをお願いいたします。

それから、愛知用水公団、これに資金を貸しておりますね。農林省、貸し付け残高は幾らになっておりますか。金利はどうですか。

○佐々木説明員 お答えいたします。愛知用水公団が借りました余農資金の残高は約百五億ぐらいあると思います。金利は四分でございます。

○村山(喜)委員 その愛知用水公団は、今回行政機構の改革によりまして水資源開発公団に吸収合併をされるということになってるのでございまして。したがって、今後水資源開発公団の資金というものと、今日まで愛知用水公団が使つてまいりました資金との間には、いわゆる金利上の差があらうかと思うのです。そうなつてきたときに、統合ということについてはわれわれも原則的には承認するのでありますが、そういうふうなうまみがなくなつた愛知用水公団を水資源のほうに吸収をして、そしてコストの高い資金で今後の開発を進めていくということになつてきた場合に、一体どういう方向に経営の内容が変わつてくるか、こういうような見通しは、当然農林省としてはもう検討をしておられるのではないかと思いますので、その検討の内容をお示しいただきたい。

○佐々木説明員 愛知用水公団があの組織で予定しております残されておる今後の仕事は、すでに

つくられました施設の管理、それからあの地域に残つております水の開発事業、これらが今後残されておる仕事でございます。この合併あるいは存続というふうな問題とは無関係に、残されておる事業のやり方につきましては、水資源公団に移りましても同様な方式、あるいははかりに残つたといつたしましても同じ方式でやるように考えております。たので、今回合併することになりまして、事業の実施のやり方あるいは資金の問題等については、合併とは無関係に、従来と同じようなやり方でやつてまいるつもりでございます。といひますことは、木曾川関係に残されております仕事は、総体の事業費あるいは諸部門の負担の割合等を勘案いたしますれば、現行の水資源開発方式、そういうふうなことで十分やつていけるというふうな見通しを持っておるわけでございます。

○村山(喜)委員 その問題はもうこれ以上追及する時間があるまいので、このあたりでとめますが、問題は、先ほど答弁漏れの点がございまして、経済援助資金の貸し付け状況、これの中で融資比率は私が指摘をしたとおりだと思ふのですが、この政策効果はどことが判断を下すのですか。資金を貸し付けたところが判断を下すのですか。

○加藤説明員 防衛産業を担当いたしております通産省の航空機武器課長でございます。いままでの融資は、防衛庁の防衛力整備計画に基づきまして、それに対応と申しますか、その計画における同産品調達にそつを来たさないようにという配慮で行なわれております。そういうものを政策効果と考えております。

○村山(喜)委員 三十年以来四十一年に至るまで、あなた方が貸し付けをされたその航空機関係、武器火薬関係、通信器材、それからオートメーション機器関係、この資料はここに私持つておるのです。

そこで、私がお尋ねをするのは、こういうような防衛産業については、経済援助資金というアメリカからのひもつきの資金であるがゆゑに、防衛産業というものを育成するんだということで低利

の長期資金をお貸しになつたわけでしょう。企業のいわゆる要求に従つて、あなた方が開銀を通じて援助資金を出さしている。私がお尋ねしておるのは、その融資比率は四八・五％だという開銀の資料があるが、それによつてどういふような産業の状況にまでなしたんだという一つの政策的なものが、メリットがなければならぬわけでしょう。それも事実上は三十九年度でほとんど終わりになつてゐる。あとは日本航空機製造株式会社への出資金に振りかわつてゐる。といふことは、それだけでも必要性がなくなつたのだ、今日においてはこういうふうにあなた方は判断しておられるわけですね。あとはもう開銀融資の一般の標準金利である八分二厘の資金でやつていって差しつかえない、こういうふうな考えでおいでになるのかどうかといふことです。

○加藤説明員 融資を受ける立場から申しますと、これは金利が安いのにしたことはございませうが、一般の中に吸収されるわけでございますので、一般の金利と同じもので十分とわれわれも了解をいたしております。

それから前半の御質問でございますが、三十九年以降非常に減つております。したがって、不要なものMSAという融資が必要でなくなつた、不要になつたのだといふことはございませうで、その時点における必要資金がその年次においては非常に少なかつた、ある年次はなかつたといふことでございます。

○村山(喜)委員 経済援助資金特別会計のほうから出資をされた日本航空機製造株式会社、これを見てみますと、例年赤字の継続でございまして。四十一年度、四十二年度も――四十二年度は六十五億三千九百九十八千円の赤字見込みであります。それが書いてある。資本金は七十七億円であります。資本金は七十七億円でありますのに、もう四十二年度の赤字見込み額は六十五億だといふやうになつておる。四十三年度の欠損見込みは立たないといふ、ちゃんと予算書に書いてあります。こういうふうな形の中で日本航空機製造株式会社とい

うものが存在をしておる。一体これの責任はだれがとるのであるか。もう一つは東北開発株式会社ですが、これも赤字は次から次へ累積をしていく一方であります。一体そういうふうな赤字会社に対する責任というものは、この金を貸し付けた側にも私は責任があると思うのであります。こういうような立場からどういふとらえ方をしておいでになるのか、これについてお答えをいただきたいのであります。

○加藤説明員 前半についての事実をまずお答えをさせていただきます。

四十二年度末で六十五億というお話でございますが、四十三年度欠損見込みが立たないといふことではございませうで、当時つくりました段階ではまだ事業計画が固まつておりませんでしたので、その点の明確なあれがないといふことでございまして、(村山委員「四十三年度見込みは幾ら」と呼ぶ) 四十三年度はこれから事業計画をつくるところでございまして、その概要をお答えしたいと思ひます。

現在、日本航空機製造は百二十機から百五十機を目標に生産をいたしておりますが、ちょうど三分の一が終つたところでございまして。航空機の製造事業と申しますのは、どこでもそうでございまして、特に航空機の場合にはコストが前半は非常に高いわけでございまして。だんだん習熟いたしましてコストが下がつてまいります。しかし一方、機体の販売価格のほうはいわゆる一定と申しますか、当初から終つてしまふ程度でコンスタントにとらざるを得ません。しかも当初は初めての飛行機といふことで、むしろ値段は安く売つていかねければならぬといふ面がございまして。そういう立場から問題が一つございまして。したがって、今後はずっとコストが下がつてまいります。第二の点は、五十号機からYS11のA型というのを出しております。これは一部改造はいたしておりますが、積載能力が一トン強ふえるわけでございます。したがって、商品価値としてかなり上がりますので、販売価格も約一割くらい上

けることになっております。そういうことでございまして、これでいくと、全体として考えますと、いわゆるいま御指摘のような六十億の赤字というところではございません。四十三年度からまさに回復に入る段階でございまして、いま申し上げましたように、ちょうど全工程の約三分の一でございまして、当初はそういう赤字になる、一応事實はそういうことでございまして。

なお、おかげさまで輸出のほうも出てまいりまして、現在までに国内二十九機、輸出が二十一機出ております。なお、今後の契約済みのものなどは、輸出のほうが多くなると思います。百二十機をこえる生産の見通しもついてきたような状況でございます。

以上でございます。

○下山(修)説明員 東北開発株式会社の問題について御説明いたします。

東北開発株式会社は、御承知だと思いますが、東北地方の開発を促進するために設けられた会社でございます。セメント事業その他の主として製造業を行なっているわけでございまして。

東北地方でございまして、経済的にきわめて立地条件が悪いために、企業収益という点から見ますと、あまり芳しくない状況でございまして。そのような状況でございまして、この会社の収益を向上させる、ひいては開発の目的を達成するために、政府のほうから主としてこの社債を減少するというふうな目的のために出資をいたしているわけでございまして。御指摘のようにその累積の欠損は相当な額に達しましたが、いまのような政府からのいろいろな措置をいただいたおかげで、最近収益がきわめて良好になってきておるような状況でございまして。もちろん、これは経済状況の好転も相当影響しているとは思いますが、このような状況になっているわけでございまして。

○村山(喜)委員 時間がたつたので、この点についてはこの席では追及をいたしません。しかし、例年赤字を次から次に出しながら、役員にはあたりまえの給与をやつて、そうしてそれでも赤字を出

すので、一般会計の国民の税金をつぎ込む、こういうふうなやり方については私は考え直さなければならぬと思う。この点についてはやむを得ないではない。その運営の責任は一体だれがとつてくれるのかというのを明確に願いたいのであります。金を貸したほうですから、それを所管するその所管庁の責任者である大臣が、その点はどうなんでしょうか。(返す能力がないんだよ)と呼ぶ者あり。返す能力がないような資金を貸して、そして役員には、退職金もその規則で定めるとおり何千万円も払わなければならぬ。そんなおかしな経営というものは私はあり得ないと思う。これについては、その責任の所在を明確に願いたいと思います。だれが責任者ですか。

○田村委員 ちよつと速記をとめて。

(速記中止)

○田村委員 速記を始めて。

この際、暫時休憩いたします。

午後零時五十分休憩

午後四時二十六分開議

○田村委員 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。村山喜一君。

○村山(喜)委員 先ほど回答を保留しておいた問題について、責任者である経済企画庁から答弁をお願いいたします。

○宮崎(仁)政府委員 東北開発会社の赤字の問題につきましてのお尋ねでございますが、この会社の赤字の原因等については、すでにいろいろ御説明をいたしたかと思ひますが、その大きな原因は、人員の過剰問題であり、あるいは着手した事業が計画どおりに進まなかった、あるいは資源開発等の事業につきまして一部失敗があったとかというふうなことで、いろいろございまして、大体的に見まして、この会社の生じた赤字につきましては、第一次的には、当然会社の首脳部である方々の責任ということになるわけでございしますが、この会

社に対する監督官庁であります経済企画庁の責任もこれは免れない、このように考えております。

○村山(喜)委員 毎年毎年一般会計のほうから、その赤字を埋めるために資金の繰越しを行なつて運営をしていくという状態は、これは異常な状態です。したがって、その経営に当たります責任者というものは、当然その責任を感じてもらわなければならぬと思ひます。したがって、話によりまして、赤字を出し経営上の責任を分担しなければならぬ事態における役員の退職金等については、減額支給の方途を講じているやに承るのでございしますが、それは事実でござい

ますか。

それから第二点、この問題はやはり経済企画庁の担当になると思ひますが、あなたのところでお答えができるかどうかわかりません。それは、今回東北開発公庫のほうから、御承知のように地域開発と称しまして、開発の資金については、宮澤構想に基づいて低利資金を、寒冷地である、雪害地であるというふうなことの意味において、供給をするということが決定を見たようであります。

これに對しまして、従来開発銀行関係が地域開発資金としてやっております金利と、そういう東北開発公庫のような資金との間においては、同じように運営をしていくんだということになっておつた。ところが、東北開発公庫だけが先に走り出して、開銀資金のほうについては現在のまま据え置きということになったと思ひます。こういうふうなやり方は、はたして正しいとお考えになつて

いるのかどうか。これについては大蔵省の銀行局ですか、今後の処理の方向についてはどういふふうにお考えになつておられるのか、その点については大蔵省からお答えを願ひたいのであります。

○宮崎(仁)政府委員 会社の赤字を生じました経緯はいろいろございしますが、三十七年に、この会社につきまして、いろいろ赤字の問題その他問題がございまして、役員の給入れかえをいたしました際には、退職金についての減額支給を行なつております。その後、三十九年からこの会社につきまし

ては、再建計画に基づきまして会社の再建をやるという方針がきまりました。人員の整理あるいはトップマネージメントの強化、その他基幹事業の体質強化であるとか、いろいろの対策を講じてまいてきております。この計画に従ひまして、現在では相当成果があつてまいりました。昨年度の収支等についても、非常な改善を見ております。しかしながら、現在の段階におきまして、役員等の給与等につきましては、夏期、年末の給与等につきまして、政府関係の機関のうちでは大体最低のレベルで支給するというような形でやらせております。退職金につきましては、一応の規程もございまして、最近の退職者につきましては、規程どおり支給することにいたしました。

○村山(喜)委員 ちよつとこれは大蔵省にお伺いをしますが、ただいまのそういうような赤字を出した責任の所在というものをめぐりまして、当時退職をした人についてはそのような措置が講ぜられたやうであります。しかし、現在その役員であり、なお今日総裁であり、そしてなお仕事をしている人たちがおられるわけです。その人たちの分については、これからの問題として出てくると思うのであります。やはりこの辺で公社、公団等の、そういうような企業努力というものによつても赤字が生じた、その責任をとらなければならぬ状態というものが生まれてきたときには、これだけの責任をとつてもらうという原則を明らかにしていか

なければ、赤字が出ようが黒字が出ようが、それは大蔵省のほうで認可をした総裁は幾らでござい、理事は二十万円、監事は十七万円というふうな一つの基準というものに照らし合せて、経理の内容がどうあろうが同じように退職金を出す、給与を出すというやり方は、私は、この資本主義の現段階においておかしいと思ひます。この資本主義が、それについてはどういふふうな今後の対策をお持ちであるのか、倉成政務次官、お答えをいただきます。

○倉成政府委員 ただいまの村山委員の御質問でありますけれども、赤字が出たから機械的に退職

金を減らすというわけにはまいらないと思ひます。したがひまして、どういふ理由によつてそういう赤字が出るかといふことのいろいろな検討がやはり必要ではないか。特別、非常に運管なり何なりそういう問題がその経営者の責任に当然帰するといふような場合には、やはりそういう問題に十分考慮に入れて、ただいまの御趣旨のように検討すべきことであらうと思ひます。

○村山(喜)委員 その問題はここでこれ以上は触れませんが、公益性と企業性という上に立つてその会社組織をつくつてゐるようなところの法人は、やはり企業性が優先すると私は思ふのです。公社、公団であれば公共性が優先するといふことで、国が公共負担をしなければならぬものを、国鉄みたいに負担をかぶせてしまふような場合もありまゝから、一がいにはいへませんけれども、株式会社になつておるような存在のところについては、十分合理的な解決といふものを、今後においては効率的に講じてもらなければならぬ段階だと私は思ふのです。それでなければ、国民の税金からつぎ込んでいく一般会計の支出が含まれておるのでありますから、その点は十分明確にしながら、担当の経済企画庁におきましても鞭撻を願ひたいと思ひます。

そこで、もう一点だけ私お尋ねしておきますのは、今度の産投会計の中に出てゐるわけでありまゝが、予算総則の第十一條第一項第五号によりまゝ外貨公債発行の問題でございます。これは四十二年度については、二月の十三日に、ドイツマルク債で一億マルク発行するといふことが決定をされ、調印がなされたと新聞が伝えております。それは、ドイツ銀行から期間十五年で据え置き三年、表面利率七％で応募者利回りが七・二三％、初の七％台の外貨債の発行をして、そうしてその資金を産投会計に導入して、融資の資金として活用していくのだといふことでございます。

そこで、お伺ひしたいのは、四十二年度の予算総則によりましても、同じようにそういう外貨公債発行の計画がございます。したがひまして、

て、四十二年度分として発行されたものが四十三年度会計年度において使われていくといふことになるのであります。四十三年度も引き続いてこれを発行されていくつもりであるのかどうかといふのが第一点。

第二点は、従来のいわゆる発行条件に比べまして、今回は、高金利時代といふ世界的な情勢の中で発行したので、七・二三％というだいぶ割高のものになつたのであらうと思ふのであります。が、そういうようなものを導入して、一体これをどういふようなところに貸し付けていくことを考えておいてなるのか。国内の金利水準から見ましても、融資するといふ考え方に立つたならば、あえてこのような外資を入れる必要はないじやないか。ただいえることは、産投会計を通じて外貨の資金繰りはなるほどよくなる、この点はあるまじやうが、それ以外のメリットといふものはあり得ないのじやないか。この割高の資金を使つて一体何に融資をしてやつていくという計画を立ててゐるのか、産投会計の内容についての説明をお伺ひしたいのであります。

○鳩山政府委員 産投会計におきまゝ外債の発行につきましましてお尋ねがございましたが、第一点の四十三年度におきましての発行はどうかといふお尋ねでございますが、国債の形で出しますもの、あるいは政府が保証をいたしまして政府保証債といふ形で出します場合と考へられるわけでありまゝが、これはそれぞれ市場の状況等を勘案いたしまして、国債であれば非常に有利な条件で出し得る場合があります。また、政保債という形で出し得る場合もあるかと存じます。これらは今後の市場の状況等によりまして、全体の考へ方といつたしましては、長期的な安定した外資といふものは入れていきたいといふ方針でございますが、これをどういふふうな市場でどういふふうなものをどういふ条件で出すかといふことは、具体的な場面にあります。それとまだ何とも申し上げられないのであります。そういうチャンスがありました場合には、極力努力をしてまいるといふ考へ方でありま

す。それから第二点の、非常に利回りが高いものをどういふふうな利用するのであるかといふことでございます。今度のマルク債につきましては、日本開発銀行に對します貸し付けとしてこれを運用したい、その運用の条件をいたしまして、年七分五厘で運用をいたしたい、期限も十五年といふようなことで、その使途は開発銀行の一般貸し付けの原資にこれを充てたいといふことを考へておる次第でございます。

○釜田政府委員 先ほどの御質問のあのほうの点の、北海道東北開発公庫の特利の問題でございますが、これは四十三年度の予算編成の過程におきまして、関係折衝におきましてこの問題が取り上げられて、北海道、東北の特殊性にかんがみ、地域とか業種とかあるいは事業の規模等限定をしまして、一般の金利よりも安い金利を適用することを考慮する、こういふふうなきめられたわけでありまして、その考へ方は、積雪が激しくあるいは寒冷度が激しいといふような点と、それに加えて経済的に著しく立ちおくれである、この二つの条件を兼ね備へてゐるところといふふうな、非常に特殊なところであるといふので、北海道、東北といふ地域について一般の公庫の金利よりも若干安い金利を適用して、これらの地域の開発をはかつて、地域的にまだ利用のおくれであるといふところ、こういうような見地であつたと思ひます。そういう意味におきまして、いかなる利率を適用するか、それからどういふ地域に適用するか、北海道、東北の中でさらにどういふ地域に適用するか、あるいはどういふ業種を対象とするか、さらにはどのような規模のものを対象とするかといふ点についても、なおまだ検討中でございます。

御指摘の、開発銀行の地域開発につきましては、やはり後進的な地域といふこともございまして、あるいは相当積雪寒冷の地域といふものもあるわけでございます。この両方の条件を両方とも備へてゐる非常に特殊な地域であるといふ点におい

て若干違ふのではないか、かようなことで四十三年度予算の段階におきましては、開発銀行の地域開発についてはこの問題は見送られておるわけでありまゝ。したがつて、現在のところは、開発銀行については考へておりません。

○村山(喜)委員 それはよく知つておるのですが、ところが、雪が降るといふ地帯は東北だけじゃありません。北陸のほうだつて山陰のほうだつて大雪が降つておるのだ。そういうようなところの企業誘致の条件といふものと東北のようなところ、そう私は差はないと思ひます。じゃ山陰と東北はどつちが企業誘致の条件を備へてゐるかといへば、私は東北のほうが誘致条件はいい。そういうような点も考へてみるならば、私は閣議決定でそういうような措置がとられたといふことは、東北地方のために評価したいと思ふ。と同時に、やはり開銀資金においても、そういうような地域開発資金といふものは低利融資をやるべきだ。それをおやりにならなかつたといふことは、残念ながら手放かりであつたといわなければならぬ。この点については、倉成政務次官は九州出身でもございまして、あなたはやはり努力をされるべきだと思ふのだが、その点については後ほど御答弁を願ひたいと思ひます。

それから、先ほどの論議の中で、経済援助資金特別会計の原資は四％だ。それを開銀に運営をさせておつたわけでありまゝが、それは六・五％で運営をさせておつた。だから、原資とそれから資金コストの割合はこの差から生まれてくるわけでありまゝから、今度ドイツマルク債の場合には七分五厘で運営をする、こういふこととございまして、原資のなかが七・二三％ですから、七・五％で国が貸し出します。そうして今度は開銀がその資金を使つて運営をする場合には、少なくともそれに二・五％くらい加へなければならぬといふことになつたら一〇％の金利になる。そうなるから、開銀の資金は標準金利が四・二％でありまゝから、割高のものを運営しなければならぬといふことになるのですが、それでも借り手は十分

にある、こういうことで運営をされるおつもりであるのかどうか。その点は鳩山さんからお答えを願っておきたいのであります。

○鳩山政府委員 開発銀行の一般の基準の貸し出し金利は八・二でございまして、何ぶん造船あるいは電力とか、そういった六分五厘の運用をしておるものが金額の比重において非常に大きいものでございまして、総体の利回りは低くなっておりますが、基準の貸し出しとしては八分二厘となっております。それでだいたいまのお話の産投マルク債の収入金は、これを基準金利で貸し出します八分二厘のものに充てるといふことに考えておりまして、開発銀行としてはこれによって逆に赤字になるというのではないということ、しかし、この資金によりまして利益というものはほとんどあがらないのじゃないかと思ひます。なお、七・二三というものは実質の利回りでありまして、このほかにやはり発行者におきましては若干の経費がかかりますので、この分につきましては、産投会計からいたしますと若干のマイナスになるという面がございまして。

○倉成政府委員 お答えします。

北東公庫の特利の問題についての御質問でありますけれども、一応北東公庫に特利を設けるといふことについては、積雪寒冷あるいは工業の開発度、こういうことを基準にして特利を設けることにいたしましたわけでありまして、したがって、御指摘の北陸、山陰とどう違うかという問題が非常にデリケートな問題でありますけれども、一応そういう基準をつくりまして説明がつくと思ひます。であります。しかし、率直に申し上げますと、やはり東北、北海道というものの開発については、明治以来の伝統的なそういう開発というものがあつたといふことを頭に置いておく必要があるのじゃないかと思ひます。

九州の問題につきましては、やはり積雪寒冷という問題からは、特殊な場合もありますけれども、これは全然別の問題だと思ひますが、もしそういう地域に何らかのことを考えたとすれば、や

はりこれは別の角度から考えなければいかぬんじゃないか。

開発の地方開発全体について、これは安いにしたことはないわけでありまして、現在のところこれを下げるという考えは大蔵省としてはございせん。

○村山(喜)委員 そういふように答弁をされると私はまたものを言わなければならぬのです。というの、従来の慣習というものを打ち破つて東北だけそういうようなのをやらなければならぬのは、伝統があるからだと思ひます。あるいは積雪寒冷地帯だと思ひます。これはおかしいと思ひます。いまださへもそういうような公庫があり、しかも赤字の東北開発の株式会社があるのです。そうして国のほうから、一般会計のほうから資金をつぎ込んでやっています。そういうようなところ、全然開銀だけではない地域との間において差をつけなければならぬというところは私は間違ひだと思ひます。ことはとりあへず特利をつけて東北方面の開発をやろう、しかし、従来から開銀の融資というもののについては同じように取り扱ってきたのだから、来年度においてはこの解決のために努力をいたしますといふことであるならば、倉成政務次官さうだと私は思ふのだけれども、それを、固定的にあなたは発言をされるということは間違ひじゃありませんか。事務官僚であれば、ことはできませんでした、もうやる余地はありませんかと思はれてもしかたがないと思ふんだけれども、もつと前向きに地域開発資金というものは考えてしかるべきだ。お答え願ひます。

○倉成政府委員 開銀の地方開発のワツとそれから北東公庫のワツとは、大体並行してふえてきておることは御承知のとおりであります。いま御質問の中心は金利の問題だと思ふのですが、現在のところ、地方開発の金利について変える考えはないといふことを率直に申し上げたわけでありまして、先ほども申し上げましたように、いろいろその地域地域において特殊な問題があり、北東の

地域と同じような理屈がつけば、またそのときに検討すべき問題ではなからうかと思つておるわけでありまして。

○村山(喜)委員 これで終わりますが、先ほどの鳩山理財局長の説明、これは、開銀資金が御承知のように一般会計資金、さらに資金運用部資金、そういうようなところから資金原資として回つてきます。その場合に基準利率というものが年八分二厘だ。それは一般会計分は無利子です。それから財政資金についても六分五厘。そういうような資金利用で、なお特利の分があるので、八分二厘というところでやらなければならぬ。ところが、先ほどのマルク債は発行原価が七分二厘三毛でしよう。そして発行をするためにいろいろな経費がかかつておりますから、七分五厘で資金を渡すわけでしょう。資金を渡して、その資金を受けた開発銀行が、それに今度は運営の人員費であるとかその他のコストを加えて運営をするわけですから、やはりどう見ましても標準金利の八分二厘では、この高い原資ではやっていけないといふのが、さうばんをはじいた結論としては出てくるじゃありませんか。そうしたら、この割りの高のものを入れるというのは、国際収支の上から見たら確かにメリットはある。しかし、国内資金の上から見たら、これは利益というものはないです。よ。その点は明確にお答えを願つておかないと、今後において混乱が起り得ると思ふので、その辺をお答えを願ひます。

そこで、その答弁の内容次第ですが、私は、今度のこの経済援助資金特別会計並びに余剰農産物の特別会計の制度を取りやめて産投会計一本にするといふことについては、これはそういうような措置がとられることに対して反対じゃございませうが、しかし、今度産投会計の性格がまたこれによつて非常にあいまいになつてきた。いまださへも資金の性格なり資金運用の目的があいまいであるといふことで、絶えず大蔵委員会等を中心にして追及をされてきた。それが今度またこういうような二つの会計が一つになることによつて、その

資金の性格なり運用目的というものがあいまいさを加えてくる。一つの特別会計の中にまた特利分をつくりなをするといふことになつたら、特別会計を吸収する意味がないわけだ。そういうことから考えてまいりますならば、非常に大きな問題を今後も含んでいふといふことを指摘申し上げておきたいと思ふ。

それで、やはりすつきりしたものにしなければならぬという将来の見通しを含めながら、問題をこれから前向きに対処していかなければならぬ任務が国会にもある、あなたの方大蔵省にもあるのだ。この点は、私は倉成政務次官がそういうような受けとめ方をしていたらだいたいと思ふのであります。そういう受けとめ方をあなたにされるか、先ほどの答弁にあわせてお答えをいたしたいのでございまして。

そういうような考え方で私たちは対処してまいりたいと思ひますが、最後に、先ほど委員長のほうから保留を願つておきました二点についての大蔵委員は保留をいたしまして、これで私の質疑は終わらせていただきますが、明確な答弁を願ひします。

○池田政府委員 開発銀行の経費の点に入りますので、私のほうからお答えを申し上げます。

開発銀行の現在の直接の経費、これは人員費、物件費等を含めた事務費、それから減価償却費等を含めまして、開発銀行の直接の経費は〇・二五というふうな計算になります。そのほかに貸し倒れ準備金への繰り入れをいたしてございまして、この部分があるわけでございます。これが〇・二五ないし〇・三ぐらいに当たるわけでございます。これを両方加えますと〇・五、こういうことでございまして。したがって、今度のマルク債の資金を七・五で開発銀行が取り入れたといたします。それに対して、この直接経費及び貸し倒れの繰り入れ金までも入れて計算いたしますと、それに〇・五ないし〇・五五を足すことになりまして、八・五ないし八・〇五というふうなことになると思ひます。したがって、先ほど

資金の性格なり運用目的というものがあいまいさを加えてくる。一つの特別会計の中にまた特利分をつくりなをするといふことになつたら、特別会計を吸収する意味がないわけだ。そういうことから考えてまいりますならば、非常に大きな問題を今後も含んでいふといふことを指摘申し上げておきたいと思ふ。

理財局長から申し上げたように、開発銀行あるいはそのほかの特利の部分、六・五%等の金利を適用される部分が大きいわけでございますので、総平均貸し出し金利ということになりますと、もとと低いわけでございますが、八分二厘という基準金利の部分を取りまして、これは一般分は八分二厘で貸しておりますのでこの部分をとりまして、そしてマルク債で入れた資金（経費を乗せたという形になりますと、その部分は逆さやにならない、こういうことになるわけでございます。

○倉成政府委員 産投会計の性格の問題についての御指摘がありますが、ただいまお話しのように、原資が、何ぶんアメリカにガリオア債務として毎年返さなければならぬものをたくさん含んでおりますので、一ぺんにすっきりするわけにはまいりませんけれども、だんだんすっきりしたものに持っていきたいと思っております。

それからマルク債の問題については、先ほども御指摘がございましたが、今日の外貨事情にかんがみまして、主として国際収支の改善ということに重点を置いておるといことを申し上げたいと思ひます。

○田村委員長 ちよつと速記をとめて。
〔速記中止〕

○田村委員長 速記を始めて。

広瀬秀吉君。

○広瀬(秀)委員 経済援助資金特別会計法、余剰農産物資金融通特別会計法、これを廃止して今度産業投資特別会計、産投会計に引き継ぐというわけでありませう。

そこで、まず最初に御質問したいのは、この経済援助資金のほうは、その成り立ちからいって、アメリカの小麦等の農産物を輸入したその等価額を日本銀行に設けたアメリカ合衆国政府の特別勘定に積み立てる、その積み立てられた返納金のうちから、経済的措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定、こういうものに基づいてきていますわけですが、その中で、「資金は、工業を助成し、その他本邦の経済力の増強に

資するため、政令で定めるところにより、運用又は使用するものとする。」こういうことになっておったわけでありませう。それを受けた政令ではどういうことをいっているかと申しますと、まず開発銀行を通じて出資あるいは設備等に対する融資をやるのだ。しかも、その中で非常に重要なことは、「本邦の防衛のために必要な武器、武器に準ずる物、航空機若しくは船舶（これらの物の部品及び装備品を含む、以下「武器等」という。）を製造し、又は修理するため、武器等の製造又は修理の事業を行う者が必要とする設備（附带的に必要なする設備を含む。）」

〔委員長退席、渡辺(美)委員長代理着席〕

次に、「武器等の原材料を製造するため、武器等の原材料の製造の事業を行う者が必要とする設備」、「前号に掲げる設備の外、本邦の工業力その他の経済力の増強に資すると認められる設備」こういうようなところを対象にできたわけでありませう。この考え方といひますか、限られた特別会計を設置する目的というものはそういうものに限られておるはずでありませうが、提案理由の説明によりまして、特別な会計を独立した特別会計として処置するほどの理由はもうなくなつた、こういうことで産投に引き継ぐというわけでありませうが、ずっとこの特別会計はいま申し上げたような趣旨で運用され、資金が使用されてきたのかどうか、この点をまずお伺ひたいと思ひます。

○鳩山政府委員 ただいま先生のお話は、そのとおり運用されてきたと私も考えております。

○広瀬(秀)委員 経済援助資金の運用状況というのをちよつと調べてみたのですが、昭和二十九年から工業力強化の投融資というもので、かなりの巨額にのぼる投融資をやつておるわけでありませう。また、開発銀行に貸し付けられたものもずっと昭和四十一年までですか、工業力強化投融資は四十二年までこの資料に出ておるわけでありませうが、さらにまた日本航空機製造株式会社に対する出資、これも四十二年まで続けられておるわけでありませう。こういうものをいまままで運用してきた

際に、アメリカとの協定に基づいてこういうものがつくられたわけですが、アメリカからのこの特別会計に対するいろいろな注文というふうなものは、包括的な協定だけであつて、個別的にこれについての注文がつけられるというふうなことはなかつたんですか。

○加藤説明員 お答えいたします。

いままで、具体的な案件についてのそういう話は聞いておりません。いままでわれわれのほうにそういう話はきておりません。

○広瀬(秀)委員 特別会計を扱っている大蔵省としてはどうなんですか、それらの点について。

○鳩山政府委員 私どもも、そのような具体的な話は全然聞いておりません。

○広瀬(秀)委員 それではもう全く日本政府の独自の立場で、しかしながら、こういう限定された目的に合うようにということ、そのつど考えられて運用してきた、こういうことですか。

○鳩山政府委員 私どもが聞いておりますことは、この最初の協定ができて、それでアメリカ側から余剰農産物が送られてきたわけでありませうが、それが日銀内に積み立てられた資金をこの特別会計に移していくという段階で、いろいろ打ち合わせの上で方針等がきめられたというふう聞いております。それで、それは最初にこの資金を受け入れるときにいろいろな話があつた。一度この資金を特別会計へ入れてしまつてからこれを運用するにおきましては、最初の貸し付けられた金、最初にそれを運用する際の計画というものは向こうと相談をしてきめられたと聞いておりますが、それが現在ではもうみな回収になつてしまひまして、今度は再投資になつております。その再投資の段階では全然日本側の独自の判断で行なわれておりまして、再投資についてアメリカ側からの希望とか、あるいは意見とかいうものは全く聞いておらないのでございます。

○広瀬(秀)委員 非常に重要な武器産業に対する融資でありますから、かなり長期なものがあるかと思うのですが、二十九年に設置をされたわけでは

すから、もう約十四年近くたつわけでありませう。厳密に言えばまる十三年でありませうが、これは最初投融資したものの、運用したものは全部回収済みである、そういう状況でありますか。間違ひございませんか。

〔渡辺(美)委員長代理退席、委員長着席〕

○鳩山政府委員 そのとおりであります。

○広瀬(秀)委員 それでは次に移ります。

今度この資金特別会計を産投に引き継ぐという場合に、これが設置された当初の目的というものは、なものと産投会計を設置した目的というものは、産投会計もこのものもそれぞれの法律の条文にも明確に目的がうたわれておるわけですが、この特別会計を設置するにあつては、どういふ意味を持つか、目的を持つかといふことは、それぞれ特別な目的というものがあつたわけでありませうが、そういう特定の目的を持ったものを今度産投会計に繰り入れた場合に、産投会計の中でやはり依然として武器産業というふうなもの、こういうものに投資をしなければならぬというふうな考え方、当初の特別会計を設置したときの考え方というものの、目的というものが引き継がれますか、この点を確認をしておきたいと思ひます。

○鳩山政府委員 御承知のように、現状におきましては四十億というものが日本航空機製造株式会社の出資になつておまして、この日本航空機製造株式会社にはすでに産投会計からも出資しておるわけでありませう。これは民間の航空機の製造会社でありまして、武器等とは全く関係のないものと考えております。その他の現在の貸し付け残が五億程度あるわけでございますが、これが回収されますと、現在の経済援助資金というものの性格はほとんどなくなつてしまふということ、今後は、産投会計の目的に従つてその回収金は運用してまいりたい、こういうふうに考えております。

○広瀬(秀)委員 これは開発銀行から得た資料でございますが、経済援助資金によつて武器、火薬、通信器材など、まあこれら武器産業といつて

いいのだと思いますが、これらに対して、昭和三十年度に六億五千万円、三十七年度に七千万円、三十八年度に一億円、四十一年度に一億円、こういうふうに貸し付けられておるわけでありまして、これは大体どういふものか、貸し付けの会社の名前をあげて——通信器材、これも武器に関連のある通信器材の製造会社だと思ふわけでありまして、これが三十年に一億七千万円、三十三年に四千六百万、三十四年に一億四百万、三十五年に一億四千八百万、こういうふうに貸し付けられておるわけでありまして、この主たる貸し付けの対象会社名を、ひとつおもしろいものをあげてほしいわけですが。

○鳩山政府委員 具体的な会社名はたゞいま覚えておりませんが、主として中小企業が非常に多いと記憶しております。一応中小企業が多ございまして、非常に……（たとえ武器と火薬くらいはわかるはずだ、武器製造会社だもの）と呼ぶ者あり）融資先につきましては銀行局のほうで……。

○澁田政府委員 開発銀行の融資先等につきましては、一般論といたしまして、こういった種類の企業というふうなことで、具体的な会社の名前は、従来差し控えてきておりますが、むしろこれを指導しております通産省のほうの判断にゆだねたいと思ひますが……。

○加藤説明員 こういう一般的な融資の話を上上げていかどうか、その点私もよくわかりませんが、三十八年に出しておりますのが三菱造船でございます。それからその次、豊和工業に三十八年、三十九年に出しております。（それが中小企業か。資本金は幾らだ）と呼ぶ者あり）ちょっと資本金は覚えておりませんが……四十一年は住友精密工業でございます。以上でございます。（武器、火薬と書いてあるんだが、一体何をつくっているんだ）と呼ぶ者あり）住友精密工業は火器とプロペラをつくっております。豊和工業は小銃をつくっております。三菱造船は魚雷であります。

○田村委員長 加藤君、御注意申し上げますが、質問者も答弁者もかつてに委員長抜きで私語をされることは困ります。

○広瀬（秀）委員 理財局長、いま中小企業だと心得ておるといふような答弁があつたわけでありまして、いまちょっと聞いただけでも、三菱造船であるとか、豊和工業であるとか、住友精密工業であるとか、こういうふうなもの、これは中小企業とはいえないと思うのですが、そういうふうな不確かな答弁をなさらぬようにひとつお願いしておきます。

それから、もう一つ質問をしました、特別会計が目的の違うものを引き継いだときに、うまくそれになじんでいくのか、今後産投会計の中で、その引き継いだ資金というふうなものがどういふふうになされていくのか、こういう点について答弁漏れになっておりますので、答弁していただきたい。

○鳩山政府委員 中小企業と申し上げましたのは、やや不正確でございましたので訂正申し上げます。ただ、中小企業のも相当ありまして、いま名前がなかなか出なかつたのですが、こまかいものは相当ございまして、これは、内容はいずれ別途御説明いたすということで御了承いただきたいと思ひます。

○広瀬（秀）委員 答弁漏れの方……。

○鳩山政府委員 先ほど、今後のこの引き継ぎの原資の利用につきましては、産投会計の目的に従つてこれを運用するということをお願いしたつもりでございました……御承知のように、金額も、きわめて大部分は日本航空機製造会社の出資になってしまひまして、残りはほんの五億ちょっとしかないわけでありまして、それは、一般の原資と一緒に運用するということになります。

○広瀬（秀）委員 そこで、いままでこの特別会計のワケから開帳を通じて融資してきまして、特に武器、火薬、それから通信器材、こういうもの、それからオートメーション機器その他というものもあるわけでありまして、これはそうさかのぼつた

ものでなくてけつこうですから、十年前の三十三年あたりからのもので、その融資の対象会社名を、ひとついま申し上げた三つについて、一覽表をつくつて出していただきたいと思ひます。これは資料要求をいたしておきたいと思ひます。この点、まず資料の要求で委員長に……。

ら完全なるリストというふうなものは提出をしていないというふうなこともあります。本件については資金の特殊性がございまして、そういう点も入れておきまして、その責任者としての開発銀行、いま来ておりませんので、どういふふうな見解であるかという点もまたたいた上で、御要望でございますし、委員長も善処するとおっしゃつておるわけでございますので、なるべく努力をしたいと思ひます。

○田村委員長 後刻、理事間で一度よく相談をしていただきますと思ひます。

○田村委員長 善処するとは言わないよ。善処するべく努力すると言つたんだから、その点、誤解のないようにくぎをさしておきますよ。

○田村委員長 速記を始めて。もう一回繰り返し申し上げます。

○鳩山政府委員 先ほど中小企業と申しましたのは、私どもがあまりよく知らない会社の名前があるという程度のこと、軽率に申し上げたので、これは明確に誤りでありますから取り消します。

○只松委員 重要なあれならば、委員長が理事を招集されたり何かしなければならぬけれども、この程度の簡単なものは、事務当局が出せるか出せないか、事務当局が出せないと言へば、それは理事会で懸念というふうになりますけれども、そうでない限り、事務当局が出すというならば、特別理事会を開かなくてもいいと思ふ。一々この程度の資料要求を理事会にはかるといふことになつたら、たいへんなことになりますから、この程度なら、事務当局が出せるか出せないか、出せないなら、どういふことかといふことで理事間でやればいいと思ひます。

午前中に産投会計に触れて、輸出入銀行の問題で、広沢委員が、南ベトナムに対する医療協力という問題を出されたわけでありまして、これは輸出入銀行の本旨からいって、なるほどそれは最も広く拡張解釈すればそういうこともできないことではないかもしませんが、こういうことは、一体ほんとうに、本来の輸出入銀行の仕事であるのかどうかという点がやはり疑問になります。それと同時に、そのようにして出したものが、どういふ経路で、どういふ業者から、向こうのどういふものにそれが渡されて、ほんとうに、いわゆる民生安定といふか、やはり後進地域が経済発展するためには健康な労働力が得られなければならぬわけですから、そういう人たちにやられて、ほんとに渡っているのか、そういうものがちゃんとトレースできるのかどうか。あるいは、米軍の戦闘行為によつて傷ついたり、侵略戦争によつて傷ついている軍人のほうにどんどんそれが流用され

ものではなくてけつこうですから、十年前の三十三年あたりからのもので、その融資の対象会社名を、ひとついま申し上げた三つについて、一覽表をつくつて出していただきたいと思ひます。これは資料要求をいたしておきたいと思ひます。この点、まず資料の要求で委員長に……。

○田村委員長 後刻、理事間で一度よく相談をしていただきますと思ひます。

○田村委員長 速記を始めて。もう一回繰り返し申し上げます。

○鳩山政府委員 先ほど中小企業と申しましたのは、私どもがあまりよく知らない会社の名前があるという程度のこと、軽率に申し上げたので、これは明確に誤りでありますから取り消します。

○只松委員 重要なあれならば、委員長が理事を招集されたり何かしなければならぬけれども、この程度の簡単なものは、事務当局が出せるか出せないか、事務当局が出せないと言へば、それは理事会で懸念というふうになりますけれども、そうでない限り、事務当局が出すというならば、特別理事会を開かなくてもいいと思ふ。一々この程度の資料要求を理事会にはかるといふことになつたら、たいへんなことになりますから、この程度なら、事務当局が出せるか出せないか、出せないなら、どういふことかといふことで理事間でやればいいと思ひます。

午前中に産投会計に触れて、輸出入銀行の問題で、広沢委員が、南ベトナムに対する医療協力という問題を出されたわけでありまして、これは輸出入銀行の本旨からいって、なるほどそれは最も広く拡張解釈すればそういうこともできないことではないかもしませんが、こういうことは、一体ほんとうに、本来の輸出入銀行の仕事であるのかどうかという点がやはり疑問になります。それと同時に、そのようにして出したものが、どういふ経路で、どういふ業者から、向こうのどういふものにそれが渡されて、ほんとうに、いわゆる民生安定といふか、やはり後進地域が経済発展するためには健康な労働力が得られなければならぬわけですから、そういう人たちにやられて、ほんとに渡っているのか、そういうものがちゃんとトレースできるのかどうか。あるいは、米軍の戦闘行為によつて傷ついたり、侵略戦争によつて傷ついている軍人のほうにどんどんそれが流用され

○田村委員長 速記を始めて。もう一回繰り返し申し上げます。

○鳩山政府委員 先ほど中小企業と申しましたのは、私どもがあまりよく知らない会社の名前があるという程度のこと、軽率に申し上げたので、これは明確に誤りでありますから取り消します。

○只松委員 重要なあれならば、委員長が理事を招集されたり何かしなければならぬけれども、この程度の簡単なものは、事務当局が出せるか出せないか、事務当局が出せないと言へば、それは理事会で懸念というふうになりますけれども、そうでない限り、事務当局が出すというならば、特別理事会を開かなくてもいいと思ふ。一々この程度の資料要求を理事会にはかるといふことになつたら、たいへんなことになりますから、この程度なら、事務当局が出せるか出せないか、出せないなら、どういふことかといふことで理事間でやればいいと思ひます。

午前中に産投会計に触れて、輸出入銀行の問題で、広沢委員が、南ベトナムに対する医療協力という問題を出されたわけでありまして、これは輸出入銀行の本旨からいって、なるほどそれは最も広く拡張解釈すればそういうこともできないことではないかもしませんが、こういうことは、一体ほんとうに、本来の輸出入銀行の仕事であるのかどうかという点がやはり疑問になります。それと同時に、そのようにして出したものが、どういふ経路で、どういふ業者から、向こうのどういふものにそれが渡されて、ほんとうに、いわゆる民生安定といふか、やはり後進地域が経済発展のためには健康な労働力が得られなければならぬわけですから、そういう人たちにやられて、ほんとに渡っているのか、そういうものがちゃんとトレースできるのかどうか。あるいは、米軍の戦闘行為によつて傷ついたり、侵略戦争によつて傷ついている軍人のほうにどんどんそれが流用され

○田村委員長 速記を始めて。もう一回繰り返し申し上げます。

○鳩山政府委員 先ほど中小企業と申しましたのは、私どもがあまりよく知らない会社の名前があるという程度のこと、軽率に申し上げたので、これは明確に誤りでありますから取り消します。

○只松委員 重要なあれならば、委員長が理事を招集されたり何かしなければならぬけれども、この程度の簡単なものは、事務当局が出せるか出せないか、事務当局が出せないと言へば、それは理事会で懸念というふうになりますけれども、そうでない限り、事務当局が出すというならば、特別理事会を開かなくてもいいと思ふ。一々この程度の資料要求を理事会にはかるといふことになつたら、たいへんなことになりますから、この程度なら、事務当局が出せるか出せないか、出せないなら、どういふことかといふことで理事間でやればいいと思ひます。

午前中に産投会計に触れて、輸出入銀行の問題で、広沢委員が、南ベトナムに対する医療協力という問題を出されたわけでありまして、これは輸出入銀行の本旨からいって、なるほどそれは最も広く拡張解釈すればそういうこともできないことではないかもしませんが、こういうことは、一体ほんとうに、本来の輸出入銀行の仕事であるのかどうかという点がやはり疑問になります。それと同時に、そのようにして出したものが、どういふ経路で、どういふ業者から、向こうのどういふものにそれが渡されて、ほんとうに、いわゆる民生安定といふか、やはり後進地域が経済発展のためには健康な労働力が得られなければならぬわけですから、そういう人たちにやられて、ほんとに渡っているのか、そういうものがちゃんとトレースできるのかどうか。あるいは、米軍の戦闘行為によつて傷ついたり、侵略戦争によつて傷ついている軍人のほうにどんどんそれが流用され

ていく、そういうようなことは絶対ない形で行なわれているものかというところ、やはり疑問なわけですね。そうすると、もし後者のほうの可能性というものもあるんだとすれば、やはりこれは、輸出入銀行はとんでもないことをしているというところにも相なるわけですね。そこらところは一体どういうことになっていくのか。日本のどういう商社が、どういう形で向こうの船に送って、どういう機関に引き渡すんだ、そしてそれから先は、どのように民生の安定のために、健康な労働力の確保なり、次の新しい世代の健康のためにほんとうに使われているのか、軍事的に絶対に流用されないという保証はあるのか、こういうような問題について、この際ひとつ聞いておきたいと思ふ。

○奥村説明員 先ほど御指摘のベトナムに対する医療協力の問題でございます。これは外務省所管の一般会計予算の範囲内でやっておりますのでございます。輸銀とは関係はございません。そのことをちょっと申し上げておきます。

○広瀬(秀)委員 それじゃ、その点は質問を留保をしておきまして、またあらためて関係者を呼んでお聞きしたいと思ふ。しかし、大蔵省もやはり輸出入銀行に対する所管官庁ですよ。そういうふうな疑問だと思われるようなものに対しては、やはり輸出入銀行本来の仕事であるかどうかという観点から、相当チェックをし監督をするというふうなことをやらなければ、輸出入銀行の資金が何に使われているかわからぬ、軍事面についてのかちやんと使われておったというふうなことになる、あわてたつてこれは間に合ふぬと思う。そういう点はもう少し注意をしておいていただきたいと思うわけですね。

それから、飛び飛びになって恐縮ですが、産投においてガリオア、エロア資金の返済の問題があるわけですが、アメリカのドル防衛の問題と関連して、これの年次別の償還を繰り上げてもらいたいというふうな要求が非常に強まっております。一時相当なうわさが流れたわけでありま

が、これはどうなつておるのか、そういう繰り上げ償還というふうな事象はないのかというふうなことに付いて、実際の状況を明らかにしていただきたい。

○奥村説明員 ガリオア、エロア関係の返済繰り上げのことは、一切私どもは聞いておりません。

○広瀬(秀)委員 六時までにきょうは終わらそうという申し合せだそうであります、あと武蔵委員の質問が残っておりますので、私、きょうはこれくらいにいたしまして終わりたいと思ひます。

○田村委員長 武蔵山治君。

○武蔵(山)委員 けさから同僚がたいへん詳しく質問をなされたので、ほんの約束の三十分間、二、三点を質問して終わりたいと思ひます。

最初に、理財局のほうから、予算書について、昭和四十二年度予算の中で、経済援助資金特別会計資金受払額総計表というのが提出されております。昭和二十九年から四十一年までの資金がどういうぐあいに、累積がどうなつたという数字があるわけですね。これをちょっと見ると、よく意味がわからぬのは、経済援助資金蔵入外受入高累計百億六千三百三十四万一千円、この経済援助資金蔵入外受入というのはいくつという意味ですか。蔵入外という意味がよくわからぬ。これをちょっと説明してください。

○鳩山政府委員 ただいまのお尋ねの蔵入外の受け入れ高と申しますのは、資金運用部へ預託いたしました額の払い戻しの累計を掲げてあるわけでございます。

○武蔵(山)委員 そうしますと、百億になつておりますが、二十九年から四十一年まで十二年間の毎年預金部に預けたものの総計が百億になるという意味ですか。そうすると一年に七、八億、それだけを運用部へ積んでいったという意味ですか。この意味がよくわからないのです。何でこんなことを書くのかわかりません。

○大蔵説明員 お答えいたします。ここに書いてございますのは、資金運用部へ必要に応じまして、時によって違いますけれども、

年に二回ないし三回入れたり出したたりしたわけでありまして、この累計でございますから、その間に、資金運用部に対して預けられたお金の累計という意味にはなつておりません。かりに四十一年度をとりますと、四十一年度じゅうに資金運用部から払い戻しを受けたのが、約四億七千万円という意味でございます。この累計の欄にござい

ます約百億という数字は、二十九年から今日に至るまでの累計でございます。年間に何回か入れたり出したりいたします関係上、この金額が資金運用部から払い戻しを受けた全額であるという意味ではございません。

○武蔵(山)委員 それに対応する利息収入は、貸し付け回収金の中に含まれるのか、運用利息収入の十一億がそっくり運用部から入った利息なのか、その辺はどうなのですか。

○大蔵説明員 十一億一千万円と申しますのは、これは累計でございます。二十九年から今日に至るまでの運用利息収入の累計十一億一千万円という意味でございます。

○武蔵(山)委員 次に、貸し付け金の六十三億四千三百万円、この現在残っている貸し付け先はどこですか。

○大蔵説明員 先ほど理財局長から御説明いたしましたように、現在この経済援助資金特別会計から貸し付けで残っておりますのは、開銀に対する貸し付け金五億四千八百万円でございます。

○武蔵(山)委員 あとはないのですか。

○大蔵説明員 はい。

○武蔵(山)委員 去年六十三億あつたうち、現在五億四千円しかない。あとの分は、去年のうちに一般会計に、全部国庫へ納付したわけですか。

○大蔵説明員 この六十三億四千三百万円と申します数字は、二十九年から四十一年末までに至る間の貸し付け金の累計でございます。その間回収が行なわれております。したがって、現在残っておりますところの貸し付け金残高は五億四千八百万円ということに相なるわけでございます。

○武蔵(山)委員 そうしますと、今度は産投のほうへ資産として貸し付け金を引き継ぐのは、この会計では五億四千八百万円だけですね。

○大蔵説明員 おっしゃるとおりでございます。

○武蔵(山)委員 次の余剰農産物特別会計のほうを見ますと、貸し付け金の残高が四十一年度末で四百五十四億でございます。その金額の内訳を、大体どこへ幾らどこへ幾らというのを明らかにしてください。

○大蔵説明員 四十二年度末におきます貸し付け金残高が四百五十四億でございますが、これは主として愛知用水公団に対します百五億円でありますが、あるいは電源開発株式会社に対する三百二十四億円、その他森林開発公団、横浜市、名古屋市、四日市、大阪、広島等の各府県、そういう地方団体にも貸し付けが行なわれておまして、それらの総合が四百五十四億円ということに相なつて

るわけでございます。

○武蔵(山)委員 一年間にアメリカに返済金額が、四十年末までは大体二億二千万円から二億六千万円ですか。これはずっと今後返済をするのでございまして、何年度に返済になるわけですか。

○大蔵説明員 完済になりますのは、昭和七十年度でございます。

○武蔵(山)委員 経理が非常に明らかになつておつて金額が少ない。しかも、貸し付け対象が一定のワケにはめられていて、こういう特別会計をなぜ産投会計に本年になつて急に吸収合併をしなければならぬのか、その積極的な理由が私にはわからないのです。なぜこの会計を廃止して産投会計にするのかという積極的な理由がわからないのであります。使途別に大体どういう方面に使うかということが初めからきまつておつて、しかも、返済もちゃんと協定で、第一次協定、第二次協定で返済額がきまつていて、七十年になれば自然に全部返済していつて、残った金を国庫に納入すれば、それで会計は一切任務が終わるのに、なぜことし急にこの会計を廃止しなければならぬのか、その積極的な理由をひとつ説明してみてください。

○相沢政府委員 現在、特別会計の数は四十五ございまして、この数が多いではないかという批判が各方面からあったわけでございます。数年前に、国立学校及び自動車の検査登録に関する特別会計をつくりました際にも、国会の御審議を通じて、特別会計をつくるだけではないで、その目的を達したと思われるものについては、積極的にこれを整理すべきであるという御意見がございました。私もその際、今後できるだけ検討をして、これを減らしていくように努力することを答弁申し上げました。また、臨時行政調査会の答申におきましても、特別会計の数があまり多いという事は、予算の一覧性を害するという点においても好ましくないという意見でございまして、そういったような答申のありましたことも、私どもとしては十分に配慮しておいたわけでございします。

この両特別会計を廃止することにつきましては、したがって、ここ一兩年の懸案であったわけでございますが、これ以上この特別会計の整理統合を遅延することはいかかと存じまして、踏み切つて、今回産業投資特別会計に統合するという法律案の改正を提出することとした次第でございます。

○武蔵(山)委員 いままでは、この特別会計で運用して余剰金が出た場合、そういう場合には、その特別会計の中へ、やはり運用できるように絶対的を上げていったのか、それとも余剰分は一般会計、国庫のほうへ全部納付したのか、それはどうなんですか。

○相沢政府委員 両特別会計とも、それぞれその特別会計の中におきまして、そういう利益金その他は運用に充たされておいたわけでございます。

○武蔵(山)委員 これを、行政調査会やあるいはいまだの国会審議などでも、特別会計は減らすべきだという意見があったからこしやつたのだ、こうおっしゃいますが、そういう前提で特別会計をふやさないという一貫した思想を貫いているなら、そう文句も言いたくないのであります。国

立憲議會は特別会計にして、それで片方は臨時行政調査会の答申があったからその意見を尊重したのだというのは、どうも説明に一貫性がありません。何かこれを産投会計に入れて整理するところいうメリットがあるのだ、これをそのまま産投会計に引き継ぐことによって何かメリットがあるのですか。

○相沢政府委員 特別会計を整理するといいますが、別途新しい特別会計の設置、あるいは憲議會のごとく特別会計の内容をふやすという措置をやっているではないかという御質問でございしますが、この点につきましては、私もやはり特別会計を設ける必要が、財政法等の規定の面から見まして適当であると判断する際には、これはやはり設けるべきではないかというふうに考えております。しかしながら、先ほども申し上げましたとおり、すでに四十をこす数になっております。

予算はできるだけ一般会計という一つの会計に歳入歳出ともおさめて、その一覧性を持つというところが望ましいことではございます。やはり特別会計の数が多すぎることは問題であると思ひます。したがって、すでにその目的を達したと思われるような会計につきましては、これを整理統合するという事はやつかねばならないのではないかと思います。

それでは、この両特別会計を産業投資特別会計と一緒にすることによりまして、何か積極的なメリットがあるかと申しますと、この点は、両特別会計ともそれぞれその目的は限定されております。かつ資金の量は、前にも申し上げましたとおり、相当現在では減少しております。したがって、こういうような両特別会計を存置しまして、その狭い世帯の中で、一定の目的に資金を運用するよりも、産投といういわば広い座敷の中に一緒にいたしまして、それぞれの投資目的に即してこれを運用することのほうが、資金の使用としては効率的ではないか、こういったところに両特別会計を産投会計に統合することの利点があるのではないかとこのように考えております。

○武蔵(山)委員 そういたしますと、いままでの二つの特別会計は、一応その資金の使途というものはある程度ワックをはめられたわけですね。それが今度産投会計へそのまま引き継がれますと、産投会計の融資対象、あるいは出資対象、そういうものの目的と全然相反するようなことはないのか。もし反することがあるならば、産投会計法のほうの目的のところへ一項入れなければならぬと思うのですが、その点は、全くそういう点の精神に反する性格のものではないとおっしゃいますか。そこはいかがですか。

○相沢政府委員 経済援助資金特別会計法は第一条におきまして、「円資金を、工業の助成その他本邦の経済力の増進に資するため必要な費途に充てる」云々というふうに規定してございします。それから余剰農産物資金融通特別会計法におきましては、「外貨資金を財源として電源の開発、農地の開発その他本邦の経済の発展を促進するため」云々というふうに、この資金の使用の目的を規定してございします。このような目的は、いずれも現在産業投資特別会計法の第一条に示しますところの、「経済の再建、産業の開発及び貿易の振興のため」云々というふうな、この目的の中に包摂される概念でございします。したがって、この両特別会計を産業投資特別会計に吸収するに際しましては、特に産業投資特別会計法の第一条等の目的の改正はいたしておりません。したがって、これからの引き継ぎました資金は、産投本来の資金と合わされまして、産投会計の目的に従って運用されるわけでありまして、それらの資金と區別して運用するということは考えておりません。

○武蔵(山)委員 いまの三会計法の目的、精神が産投会計にみな包摂される。もちろん産業の開発という概念は非常に大きい概念ですから、すべてこれを、事業家のやつているものはみなこれに包摂することは可能かもしれません。しかし、少々無理があるような気がいたすのであります。片方は、電源の開発とはつきりこうなつてゐる。それから最初の経済援助資金の場合にも、明確にう

たつてゐる。そういうような点からいって、最も忠実に法律を守つて会計制度というものをつくつていこうとする大蔵省の立場は、私は、やはりこれだけのものを引き継ぐからには、当然産投会計の目的の中に、経済の再建、産業の開発というその大きな概念に包摂されるのだというふうな説明でなくて、やはり目的もこの際に変えるべきではなかったか、かように考える。しかし、これは、あなたが産業の開発という概念の中にはみな含まれるのだと言へば、なるほどそれは概念を広げれば全部含まれます。森羅万象ごとく生産や企業、そういうものは産業の開発にはみな含まれるでしょう。だが、それはちよつと私はためにする解釈であつて、忠実に解釈をするならば、二つの目的が産投会計の中にうたわれるような改正をするのがしかるべきではないか、そういう私の私見であります。一応今後いろいろこういう法律を合併するような際には、十分そういう点まじめに、忠実に守つてもらふねといふかぬのではないかと、こういう気がいたすわけでありまして。

さらに、時間があるから次の問題にちよつと触れたいと思ひますが、理財局長、いま政府出資法人の数は相当ありますね。この大蔵省の財政金融統計月報を見ましてもかなりありますが、政府が出資している金額、総金額でどのくらいになりますか。的確でなくてもいいですが、大ざっぱでもいいですが、総金額、これは大蔵省の出している統計があるからすぐわかります。――鳩山さん、突然で統計を持つてこなかったようですから、これは大蔵省の出した四十二年三月現在でも四千八百八十八億九千九百円、膨大な金額を政府が出資をいたしております。これだけの団体、おそらくこれは数えますと約七十団体、もつとありますかね。もつとあると思ひます。九十三でですか。この一つ一つを、今度のような財政硬直化のおりには、こういう出資法人というものをよく洗い直したのでしょうか。増税の年にして、あるいは受益者負担を非常に激増させて、財政がたいへんだ、たいへんだというときに、この政府出資の

法人団体、こういうものを一体洗い直してみしたか。この点いかがですか。

○鳩山政府委員 先ほど、出資の額がどれくらいかというお話がありました、手元に数字を持っておきませんが、産業投資特別会計から出資をいたしておるものは八百四十五億円でござい

ます。これは開発銀行、輸出入銀行あるいは住宅金融公庫、そういったところが大口でございまして、産業投資特別会計からの出資につきましては、私どもの所管でございまして申し上げますが、個々の公庫につきまして、それぞれ従来毎年予算の折衝の際に検討いたしておるわけでござい

ます。それらの中には、従来出資でありましたものが、途中からあるいは利子補給方式に変わった機関もございまして。現在非常に多額に出資をしておりますのは、御承知のように輸出入銀行が非常に多いわけでありまして、それらにつきましては、やはり所定の金利を維持していくために多額の出資を続けなければならぬ、こういうことになつております。その他は比較的わずかの金額の出資になつておるわけであります。

○武蔵(山)委員 時間がないうから、これは個々にお尋ねするわけにいきませんが、産投会計だけでも八百四十五億、もちろん輸出入銀行、開発銀行、農林漁業金融公庫、これらが一千億をこえる大口ですが、こまかいのをずつと見ると、先ほど村山君も指摘しておりましたように、東北開発株式会社だけでも七十二億、石油資源開発株式会社が百二十億、電源開発株式会社が六百四十五億。ここで一つだけちょっとお尋ねしますが、六百四十五億、電源開発株式会社に出資をしておりますが、東京電力にしても関西電力にしても、とにかく資本金が一千五百億、一千八百億というように、日本でも有数の巨大企業ですよ。こういうのはど

ういうのはど

きやならぬという理由がそうあるんでしょうか、いまの段階で。それは夜、毎晩電気が消えた敗戦直後の電力事情といふ事態では全く違ふのですから、こういう独占大企業にこういう政府の金をつぎ込んで必要があるかどうか。大蔵省、真剣にあると考へてゐるのですか。

○鳩山政府委員 電源開発株式会社に對します出資は、電源開発株式会社が水力発電を相当やっております時代の出資でございまして、最近ほとんど出資は行なわれておりません。なお、ここに公益事業局長が来ておりますので、ひとつ公益事業局長のほうから……。

○井上(亮)政府委員 お答えをいたします。

電源開発株式会社は、先生も御承知のように、過去におきまして大規模な電源開発を、特に水力関係の電源開発をやつてまいつたわけでござい

ます。ただいまも御指摘がありましたように、最近では大規模な多目的の水力地点といふものは逐次減少してきておるというところは、御指摘のとおりでござい

ます。それから、確かに先生の御指摘のように、他の九電力会社が比較的経営の安定してきたところもござい

ます。しかし、なほ水力開発について、多目的ダムの問題もござい

ます。それから、確かに先生の御指摘のように、他の九電力会社が比較的経営の安定してきたところもござい

ます。それから、確かに先生の御指摘のように、他の九電力会社が比較的経営の安定してきたところもござい

ます。それから、確かに先生の御指摘のように、他の九電力会社が比較的経営の安定してきたところもござい

から借りるのですか、四十三年度予算で。○井上(亮)政府委員 そういふ事情ではありませ

ん。ただ、電発は政府機関でもござい

ます。それから、確かに先生の御指摘のように、他の九電力会社が比較的経営の安定してきたところもござい

ます。それから、確かに先生の御指摘のように、他の九電力会社が比較的経営の安定してきたところもござい

ます。それから、確かに先生の御指摘のように、他の九電力会社が比較的経営の安定してきたところもござい

○大蔵説明員 四十三年度から産投会計に余農特会が吸収をされます関係上、四十三年度は産投特会からの借り入れになりますけれども、それ以前は余農特会からの電源開発に対する貸し付けになつておるわけでありまして、産投会計からの貸し付け金はゼロということであります。

○武藤(山)委員 余農特会というのは予算書のどこにあるんだ、ちょっと教えてくれよ。余農特会って何だ。初めて聞いた。

○大蔵説明員 余農特産物特別会計であります。

○武藤(山)委員 いずれにしても、この産投会計の出資や貸し付け金を見ると、石油開発だとか、やれ金属鉱物探鉱だとか、東北開発だとか、国家国民経済の立場ということの美名に隠れて、こういう財政硬直化のあり、融資をしなくてもよからうと思うものにかんりの資金を出しておる。こういう点、私はいままでの情性で、大蔵省として安易に産投からの出資というものが、あるいは貸し付けというものが行なわれているうらみがあるのではないか、こういう感じがするわけです。

きょうは三十分という時間ですから、個々に尋ねようと思つて実は資料を集めてきたのでありますが、やめますが、こういう点については、あとで一般質問のときに理財局長にひとつじっくりお尋ねをしたいと思ひますから、今度はひとつ個々の法人まで検討しておいていただきたい。きょうはこの程度で終わります。

○田村委員長 次回は、明六日水曜日、午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後六時七分散会

昭和四十三年三月十三日印刷

昭和四十三年三月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局